

Human Rights Without Frontiers Int'l

Avenue d'Auderghem 61/16, 1040 Brussels

Phone/Fax: 32 2 3456145

Email: international.secretariat.brussels@hrwf.net – Website: <http://www.hrwf.net>



日本

棄教を目的とした拉致と拘束

論点の整理

はじめに

第一章:日本の宗教事情の概観

第二章:現地調査の報告

後藤徹さん:失われた12年は何のためか?

第三章:強制棄教を目的とした拉致と拘束、国際法の立場

第四章:結語と勧告

2011年12月31日

論点の整理

この報告書は、独立系の非政府機関である「国境なき人権（HRWF）」が、日本人を対象にした棄教目的の拉致・監禁の実態を記録したものである。また日本の警察と司法当局が、そのような形の家庭内暴力について、加害者の捜査も起訴もしていない状況も説明した。拉致行為の被害者が法の下での平等な保護を受けられず、加害者が法的責任を問われない実状は、日本国民が憲法で保障された権利の侵害であり、日本が国家として国際的義務として負っている人権規準への重大な侵害でもある。

本報告書の第一章では、日本の宗教事情を概観し、問題の背景を説明している。日本人は伝統的に神道と仏教を軸に、複数の宗教に帰依する傾向がある。そうした多神教文化が根強いために、宗教は個人の信条としてより、家族や一族のアイデンティティを醸成してきた。しかし第二次世界大戦後は個人主義が強くなって、集団的アイデンティティや帰属意識が弱まってきた。その隙間を埋めるように、新手の宗教団体やキリスト教諸派が活発になり、中には公序良俗から逸脱するような奇異な言動や暴力に走る運動も出現した。そのおかげで社会全般に新宗教を嫌悪する傾向が広まり、信教の自由を制限してでも日本の伝統文化や慣習を守るべきだという主張が出てきた。こうした傾向のせいで、個人の人権を擁護するはずの国内法規や国際的な人権保障義務を遵守しにくい状況ができているようだ。

第二章では、日本人を標的にした棄教目的の拉致・監禁の状況について、「国境なき人権」が実状調査した成果をまとめている。2010年から11年にかけて、主に世界基督教統一神霊協会（略称・統一教会）とエホバの証人の信者ら約20人の被害者から聴取したほか、ジャーナリスト、弁護士その他の専門家に話を聞いた。「国境なき人権」はこの問題で、日本の国会議員10名にも面会して意見を聞くことができた。

不法な拉致行為だが、その特徴は被害者本人の家族が、「脱会カウンセラー」と共謀して実行していることだ。子供の将来をめぐる親の心配は、新興教団の危険性をあおるようなメディアの過剰報道によって一層増幅された。拉致は慎重に計画・実行され、被害者は意思を全く無視された形で隔離されていった。その実状を知れば、犯罪の実行者である家族の支配的な力が見えてくる。家族は、日常の生活舞台から行方を消した子供について隠し通し、司法当局が捜査しないように誘導した。

監禁されている間に被害者は脱会を強要されるが、そうした説得行為を担当するのはプロテスタント教会の牧師や関係者が多く、問題の新興教団の元信者も支援する。被害者

の中には、拉致・監禁を経験してPTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症したり、深刻な心理的障害に苦しんだりする者も出ている。

最悪のケースとして、統一教会信者の後藤徹氏は暴力的に拉致され、12年間も隔離状態で監禁され、その間に絶食の強要を含む過酷な仕打ちを受けた。2008年に解放されたが、その後、検察当局は拉致の実行犯について「証拠不十分」ということで起訴していない。

実際、加害側の両親や脱会カウンセラーを相手取った告訴は、知られている限り全て不起訴処分とされた。警察は実に及び腰で、証拠や文書が揃っていると見られるケースでも捜査しなかった。

第三章では、こうした犯罪行為から信者を保護せず、捜査や起訴もしないために、信者たちが法の下での公平な保護を受けられないでいる実態が、いかに国際法に抵触したものであるかまとめた。日本が棄教目的の拉致から市民を保護せず、法の下での平等原則を保障できないことは、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」や国連人権委員会の諸決議に署名した国として負うべき国際的義務に明白に反している。米国や欧州の関連判例なども整理しておいた。

第四章では、日本の当局や、内外の民間団体、国際機関への勧告を述べた。本報告書が取り上げた犯罪行為は世界が知るべきであり、国際機関や市民団体は、日本の当局者がこの犯罪を終わらせるよう助言すべきだ。

はじめに

アーロン・ローズ博士、ハンブルグ、ドイツ¹

この報告書は、日本人を対象にした棄教を目的にした拉致・監禁の実状と、そうした犯罪行為の加害者を捜査も起訴もしない警察や司法当局の実態についてまとめたものである。拉致被害者に法の下での平等な保護を保障していないこと、そして加害者に何ら刑事責任を問わない状況は、日本国民が憲法で保障された権利および日本が国家として義務を負う国際的な人権規準に対する重大な違反に当たる。

日本の政治家や市民団体および世界の人権関係者は、この拉致問題を長い間、事実上放置してきた。その結果、数千人近い人たちがむごい苦痛を受けた。この報告書では、客観的かつ実証的な文書を提供し、同時に文化・法律的な背景を分析・解説して、事態打開の勧告を提供している。日本と世界の政府関係者や市民団体が遅ればせながら、この犯罪行為に対処し終止符を打つよう期待するものである。

世界の人権状況を監視している人々は、世界でも有数の法治制度と高い文明・文化を持つ日本の社会で、重大な人権問題が発生しているとは想像できないに違いない。日本は人権関係者の監視対象ではなかったはずだ。いわゆる「問題国」の場合、当局は法の支配に関心がなく、国際規準など眼中にないが、日本はそういう国ではなかったはずだ。

弱小宗教団体に属する信者は、最も先進的な社会でも往々にして差別され偏見を持たれているので、その偏見の故に、彼らが受けている差別に関心が払われることは少なく、見識のある活動家でさえ問題を見逃してしまうほどである。多くの人々は自分たちが支持しない信条や慣習をもつ教団について、その信者が直面している問題にはあまり関心が向かないものだ。むしろ、その教団が非難されるような倫理・法律的な不祥事を引き合いに出して、大した問題ではないと言うのである。

言うまでもなく、どのような社会でも宗教団体は法に則って活動しなければならない。法律を破れば、その団体は訴追され処罰されねばならない。だが教団や信者が、憶測からくる非難や偏見の故に自由や保護を得られないことがあってはならない。実際はどうかといえば、日本以外でも多くの新宗教や弱小教団が、信者への人権侵害に頭を悩ませ

¹ アーロン・ローズ氏：国際的人権活動家、大学講師、文筆家。1993年から2007年まで国際ヘルシンキ人権連合（ウィーン）の常務理事。2008年に数人の同志とイラン人権問題国際キャンペーンを立ち上げた。ボストン大学と人文科学研究所（ウィーン）でも勤めたことがある。リード大学で学んだ後、シカゴ大学で社会思想の博士号を取得する。

ている。ひとつの理由は、既成教団が自らの「市場占有率」を確保するために、必要とあらば当局の肩入れを期待したくなるほど、彼らにとって新宗教が脅威だということである。しかし、ある社会の道徳的成熟や、人権と民主主義の原則への忠実さは、弱小教団に対する寛容度によって試されるものだ。

拉致はおおむね、被害者自身の家族の手で実行される。プライバシーを尊重せざるを得ないことと、家族の側も身内の恥を外に出したくないことから、その扱いが難しい家庭内暴力の一つだ。この問題では、日本の当局者だけでなく市民団体も、その資質が試されていることになる。日本の当局者が国際法の規定する個人の人権尊重に本気で取り組む気があれば、日本特有の「家」のしきたりなどを持ち出して人権侵害を正当化するような文化相対主義には逃げ込まないはずだ。

日本人の信者脱会を狙いとした拉致と、それが時に暴力を伴う実態を認識するに至ったのは、私が2010年に訪日した際、被害者たちに面会して問題の全体像をつかめたからである。オランダの元国防大臣・外務副大臣のウィレム・フレデリック・ヴァン・エーケレン博士と一緒に、日本の国会議員10名と会談して、政府がこの問題をどう見ているかも確認することができた。拉致被害の実態は数十年間、一般にも知られていなかった。また日本は反省心が旺盛で恥の意識も強く、道義に反することを嫌う社会なのに、拉致問題に関しては義憤の声が上がらなかった。政治家は総じて関与を嫌がり、問題を把握していた政治家も、現行制度上、警察がどこまで介入できるのか疑問視していた。ジャーナリストは全般に関心がなく、国内の人権団体も問題視していないようだった。拉致被害者とその家族はそれぞれの立場で、起きてしまったこと、起こしてしまったことに深く傷つき、その苦しみを誰にも分かってもらえず、当局も無策であることに苛立っていた。

拉致の実態を正確に記録する作業は、当該の宗教団体、とりわけ、拉致被害者の大半が属していた統一教会によってのみ進められていた。しかし被害者たちは、彼ら自身が被った犯罪を立証する上で、十分に信頼できて権威のある情報源と見なされたことはなかった。

この問題を分析し、人権関連の文献として世に問うために、「国境なき人権」が選ばれたのは、他の独立系の人権団体よりも信教の自由に関する分野に強く、経験が豊かであり、客観的で科学的な仕事ができるとの公正な評価を得ていたからである。

2010年の来日中に面会した国会議員の一人は、拉致・監禁問題を打開するには「黒船が必要だ！」と発言した。「黒船」とは1853年に来航したペリー提督率いる米国艦隊のことで、それが日本を開国させ近代化を促すきっかけになった。（訳注：同議員は、同様の外圧がなければこの問題を進展させるのは難しいとの認識を示したのであ

る) そうした発言を聞くと、日本独特の文化がいかに執拗であるか、あきらめにも似た感情に襲われる。日本社会は、表向きハイテクと合理的な態度が行き渡っているが、その反面、伝統的な制度が柔軟に変容できず、世界から孤立した社会になってきたからだ。しかし弱小教団の信徒拉致という事態から引き出すべき結論は、それとは別のものであってほしい。

他の多くの社会も似たような事態に直面して、それぞれの環境で個人の人権を守っていかなければならない国際的な義務と、伝統や家族構造に由来する半強迫的な期待感との間で、うまく調和できない課題を抱えている。だから、必ずしも日本が特殊というわけではない。むしろ国際社会を一致させるための人権規準に言及することによって、日本は指導力を発揮し、連帯をもたらすことができる。この問題に解決の道筋を付けるに際し、日本政府は世界の人権関係者から建設的な支援を得られるだろう。本報告書を提出するにあたり、拉致問題への認識が広まり、議論が進展することを期待したい。日本国内および国際社会で、確実かつ効果的で機動的な対応が新たに取られることを望み、それを支援したい。その上で拉致問題が終息することを切望している。

日本の宗教事情の概観

イアン・リーダー教授、マンチェスター大学（英国）²

日本の長い歴史の中で、複数の宗教が伝統を形成してきた。それらは今も基盤を築いており、各宗教間では葛藤や闘いよりも相乗効果が強く作用してきた。宗教への帰属性も、他の文化状況では一般に「あれか、これか？」の排他的選択を迫られやすいが、日本では複数の宗教的伝統に関わることが自然に行われ、環境や事情に即してさまざまな宗教儀式や行事に参加することが慣行になってきた。最も普及してきた宗教的伝統は神道と仏教の二つの流れで、仏教が6世紀に渡来して以降、これら二つの宗教が社会文化の歴史や慣習・制度に組み込まれ、主要な役割を果たしてきた。この二つの伝統を通して大半の日本人は宗教に関わり、社会に対する帰属意識を保持し、人生の節目、例えば子供の誕生や葬儀などに関する行事を営んできた。

神道や仏教以外で日本の伝統を形成したものには儒教がある。儒教は日本では独立した宗教にならなかったが、東アジアで仏教が発展する過程で大きな影響を及ぼした。また19世紀初期に近代化を始めた日本では、さまざまな新宗教が発達した。新宗教とは日本で発生した多くの宗教運動を指すが、大半は神道や仏教や民間伝承から派生し、カリスマ的な教祖によって率いられてきた。新宗教は当初、社会的な帰属意識とは関係なく個々人の宗教的回心で始まり、19世紀初めから20世紀後半までに数度のうねりがあった。それぞれの新宗教が成熟して第二世代以降の信徒の数が増えるに伴い、それらの運動も信徒確保のために、改宗よりも社会的帰属意識に依存し、保守的傾向が強くなり、社会規範に忠実であることを求める傾向が強まった。

全般的に新宗教は日本の、より広い宗教的秩序に適合する傾向があり、神道や仏教が有する社会・文化的な地歩を脅かさず、また神道や仏教と関連した習俗への参加を拒まなかった。

ところが、数ある新宗教の中から社会・文化的現状に挑むことをいとわない例外的存在も出てきて、後述するような深刻な問題や葛藤をもたらした。キリスト教も一定の存在感を維持してきた宗教である。初めは外国人宣教師によって布教され、特に19世紀半

² イアン・リーダー氏は四半世紀にわたって日本の宗教を研究し教えてきた。日本やハワイ、スコットランド、デンマーク、イングランドの大学等で宗教と日本の研究に従事してきた。1999年から2006年までランカスター大学で宗教学教授、2007年からマンチェスター大学で日本学教授、2012年にはランカスター大学に宗教学教授として戻る。現代日本の宗教活動に関する書籍や論文が多いが、最近では1995年に東京地下鉄テロ事件を起こしたオウム真理教と、それが日本人の宗教観に及ぼす影響を与えたかを研究している。

ばに日本が開国してから広まったが、教勢は多くて人口の1パーセント程度にとどまった。また近年、海外から流入した宗教運動で注目されるのは、エホバの証人、末日聖徒イエス・キリスト教会（通称・モルモン教）と統一教会だ。これらの教団は今も日本での布教活動を継続している。

社会的文脈と個人の権利

普通の日本人は「家」を社会的帰属意識やアイデンティティの核心と感じている。そのためか宗教との関わり方も、社会的な文脈による場合が多い。（「家」という日本語は通常「拡大家族」を指すが、日本では生存している家族のみならず、祖先として祭られる死者および将来の世代も含む。従って、彼らのためにも宗教的伝統が持続されるべきだと考えられている。）

近代以前には、人々は主に何らかの社会的単位の構成員と見なされた。「家」や地域社会の一員である以上、宗教上の帰属や義務も社会的単位を通して表現された。先祖の法事や神社の祭りに参加することは、地域住民として当然のことと考えられた。とは言っても、個人として独自の信仰や特定の宗教行為ができないわけではなく、実際に人々が望めば、一族や地元の行事などの伝統的な義務を補う形で、特定の神を拝すとか、仏教の座禅や念仏に没頭すとか、あるいは由緒ある神社へ参詣したりお寺参りをしたりといったことを自由にできる環境はあった。ただ既述のように、人々は社会的な帰属意識と調和しながら、慣習的に認められる行為と共存する形で行うのだった。いつでも個人が望む信仰行為に没頭できたが、それは社会の帰属や義務に適合する形で行うべきだという暗黙の了解があったのだ。

しかし戦後、都市化の進展や社会構造の変化などの影響で個人主義が強まり、集団としてのアイデンティティが弱まってきた。核家族化が進み、非婚の男女が増えて、従来は当たり前だった伝統行事への社会・文化的な拘束力が弱まってきた。もう一つ、1946年に新憲法が公布され、礼拝や信教の自由が保障されたことの影響が大きい。法律上は個人としての権利が重視されるようになり、男女とも成人（20歳）に達すれば本人の望む宗教活動に参加する自由、またはしない自由が認められるようになった。個人が成人年齢に達すれば、法律の上では、社会や家族の圧力や指示に従う必要がなくなったわけだ。

このように個人の自律性を強調した結果、既成宗教や一族が守ってきた習俗行事や儀式との間に緊張が生まれてきた。特に近年顕著になっている問題は、個人が信教の自由や選択権を行使した結果、日本の社会や家族構造に組み込まれてきた文化の慣習やしきたりを拒否するケースだ。そうした問題を一層複雑にしたのは、1995年にオウム真理教が東京の地下鉄構内で起こしたテロ事件である。それ以後、組織的な宗教について非

常に強いマイナス・イメージが広まってしまった。オウム真理教は既存の慣習や社会規範をはっきりと拒否し、入信者に家族との絆を断つよう勧め、その挙げ句に地下鉄テロを引き起こした。このため多くの日本人は、社会のしきたりを尊重しない宗教団体を疎んじるようになった。特にオウム真理教のように、家族や社会の規範を拒否したり、その教義と指導者に徹底した忠誠を要求したりするような信仰は危険だと見なすようになった。そうした懸念の高まりで、世論調査が再三示唆しているように、伝統や慣習に反する教団から社会を守り、可能なら入信者を救出すべきだ、という要求が幅広く受け入れられるようになってきた。

既述のように、神道と仏教は日本の宗教的伝統の柱だった。「神道」というのは「神々の道」を意味し、もともとは民間風俗や伝承・信仰から発達した形のない信心だったが、仏教伝来に伴って具体的な名称と体裁を有するようになった。神道は日本とその住人を中心とした信仰である。その中心は「神」であり、それは諸力を持つ「神々」または靈力の総称だ。それには全国的に崇拝される有力な神から、特定の地方でのみ信心される神まで多様な顔ぶれがある。神道の伝承によれば、日本列島では無数の神々が生命の源となり、そこに住む人々の営みを支えてくれている。

神道は日本とその住民を対象にしているという意味で民族固有の信仰であり、神話によれば日本の国土と人々は、神々の命を与える力に由来する。そして神が皇室の祖先であり、神道は天皇家と国家と国民を一本に結ぶ極めて民族性の濃いものだ。

しかし普通の日本人にとって、神道は主として地元の習俗である。神々は地域社会の守護神であり、地元の神社は住民の宗教行事の主要舞台だ。人々は人生の大切な節目に神社に詣で、神々に助けを請う。受験生が合格祈願したり、恋愛する男女が結婚の成就を願ったり、子供を授かった親が新生児を伴って神社参拝したりといった形で、神の保護や祝福を求めるのだ。または国民的祭事を営むために神社に参集する。中でも新年にはたいていの日本人が神社にお参りして、その1年のご加護を神に願う。この初詣には人口のほぼ3分の2にあたる国民が年初3日間に家族や友人たちと一緒に参拝し、この時ばかりは伝統的な和服を着る女性も多い。初詣は社会全般の喜びや国の祝い事として強いインパクトを持っている。

一方、インドで始まり、約千年後に日本に伝来した仏教は、中国と朝鮮半島を通過する間にさまざまな影響を受けた。中でも儒教に特有な死者への祭儀や先祖崇拝、「家」を単位とする行動様式が仏教に深い影響を与えた。仏教は日本でも重要な思想を生み、この世の人生を改善する信仰のあり方を広めるとともに模範的な精神的指導者を輩出し、救いや魂の成長に関する道徳や実践方法を生み出した。しかし大方の日本人にとって仏教で一番関心があるのは、人が他界した時に何が起きるかを教え、死者の追善供養の法事について指導してくれるところだ。そうした法事は家族や一族を単位にしており、死

者の慰霊は一族で行うべきという通念を世間に浸透させた。そして法事を適切に執り行えば彼岸の死者の魂は平安を得られ、この世に生きる者や将来の子孫を守護してくれる憐れみ深い祖霊になると信じられている。

徳川時代（1600－1867年）には、全世帯が檀家制度に登録することが求められ、最寄りのお寺で法事をするよう指示された。「檀家」というのは、特定のお寺に帰属し、そのお寺を支える世帯のことだ。日本では伝統的に、個人が信仰を選択するという観念は弱く、それぞれの世帯が代々属してきた仏教の宗派に帰依するのが普通である。檀家制度は法的には19世紀に廃止されたものの、その痕跡は色濃く残っている。また世間一般の信心では、死者の霊魂はこの世とのつながりを保持しているので、適切な法事を執り行うことで、死者の魂はこの世に生きる子孫や一族の将来を守護する善なる先祖になれる。従って各世帯の構成員は、他界した霊に丁重な祭事を行い、それによって彼岸の親族縁者に平安をもたらすことが求められる。それゆえ、高齢世代は自分たちが先祖供養をしてきたように、子孫も自分たちの死後、法事や慰霊を抜かりなく行ってくれることを願い、それを重要視しているのだ。

しかし現在では、仏教を支える基盤が徐々に失われつつある。特に社会構造が変化し、近代化した世相の中で先祖や死後の世界への観念は弱まり、宗教の影響力が薄くなってきた。それでも伝統を重んじる家族には、先祖崇拝の義務を維持し、個々人の考え方はさまざまでも社会単位である世帯のしきたりには従うべきであり、それによって親や祖父母を安心させるのが人の道だ、という感情が底流にある。そのため、新しい信仰を持つか仏教を拒否した人でも、先祖を祭る家族の流儀を守ることが期待され、世間一般もそれを当然と感じている。

神道や仏教への関与は社会慣習やしきたりに基づくものであって、個々人の悟りや信念に由来するものではない。このため多くの日本人は世論調査などに「宗教を持たない」と回答する傾向がある。これは特定の信条や宗教を信奉していない、という意味であって、そう回答した人でも死者を祭る仏事に参加し、地元の神社のお祭りや元旦の神社参拝には行く、と答えるはずだ。人々は神道や仏教の行事を執り行うことに矛盾を感じず、そうした行為自体は特定宗教への帰属や信仰を意味しない。実際、個人としての信仰の有無が、伝統的な宗教行事に参加する際に妨げとなることはなく、逆に個人の宗教的信仰を盾に、伝統行事への参加を拒否すればいぶかしがられるのがオチだ。

新宗教、キリスト教、代替宗教の出現

19世紀初めから日本では新たな宗教運動が起き、その多くはカリスマ的人物がお告げを受けたり霊眼が開いたりして始まった。のちに「新宗教」と総称されたこれらの運動も、既存の宗教文化に由来するものが多い。仏教から抽出された観念を用いたものや、

神道の特定の神と関連したものなどだ。新宗教は一般人の処世に助けとなる霊的手法を体得させたり、魂の救いに新境地を開いたりした。新宗教は一種の折衷なので極めて多種多様だが、共通性も有している。（「新」とは、神道や仏教など既成宗教と対比して言う概念だ。）新宗教は個々人にアピールし、彼らの多くは創始者のカリスマに魅了されたり、霊的癒しを得たり、人生の成功や救いに新たな道を開く教えに惹かれたりした。新宗教に改宗した人が、伝統的な社会的義務を放棄すれば問題になるが、たいがいの新宗教は現存する社会や文化の規範に対立せず、むしろ信者に対して、仏教の法事や神道の祭儀に参加するよう促すのが常である。その限りにおいて多くの新宗教は、社会全般の規範に適合して問題を起こさないよう配慮してきた。

それでも新宗教の評価は全体的に芳しくなく、社会から疎外され、中傷の的になりやすかった。その理由は、一部の新宗教が日本の宗教秩序や社会制度に改革を迫り、伝統を蚕食しそうになったからである。新宗教はマスコミや既成宗教の側から「似非信仰」と非難されることもあったが、それは既存の制度を揺さぶり、社会の一体性を崩しかねなかったからだ。新宗教の創始者（彼らの多くは、力ある神々により抜本的な世直しや魂の新文明を創るために選ばれたと主張した）は、往々にして極端かつ理不尽な人物として描かれた。特に19世紀後半から20世紀初頭にかけて爆発的に普及した宗教運動は、体制側に深刻な不安をもたらすものが少なくなかった。例えばカリスマ的な出口王仁三郎に率いられ数百万人の信徒を獲得した大本教は、日本の既成秩序を痛烈に批判し、社会・精神的な変革を主張した。この大本教などいくつかの新宗教が、戦前の国家体制に挑戦したという嫌疑をかけられて弾圧された。新宗教が国家の干渉や統制から自由になったのは、戦後の新憲法の下で信教の自由が保障されてからのことだ。

たいがいの新宗教は社会の慣例に同調し、信者に対して伝統的な義務を果たすよう指導した。だが数は少ないが独自路線をとるものもあり、それらの教団は物議を醸すだけでなく、新宗教の代表であると世間から（いささか誤って）見られるようになった。そうした例の一つが日蓮宗の信徒団体である創価学会だ。同会は戦後急速に成長して日本最大の宗教運動になった。急拡大の時期には、日本の全世帯を折伏して仏法に基づく国造りを行うと豪語した。こうした統治理想が激烈な折伏活動に拍車をかけたが、その反面、学会への苦情も多く寄せられた。同会の排他的性格は信者を地域や社会活動から疎遠にさせ、国民に不安と嫌悪感を浸透させる結果となった。学会はまた「公明党」を結成し、国会に議員を輩出し、つい最近まで連立政権のパートナーだった。こうした政治的関与は創価学会にとっては価値のあるものだったが、一般国民には学会の野心に対する疑念を抱かせ、敵意のうねりを引き起こした。

同様に、重要な文化的インパクトを持つ一方、社会に不協和音をもたらしかねなかったのがキリスト教の日本伝来である。キリスト教は16世紀初めに伝えられ、わずかの期

間にいくつかの大名領地で信者が増えた。しかしキリスト教は日本の統合と独立にとって脅威だとの不安の高まりを受けて禁教令が布かれた。（そうした不安があおられたのは、アジアの国々が植民地支配される際にキリスト教が共謀しているとの認識が日本で広まったことにもよる。）19世紀半ばに日本が開国政策に転じると、キリスト教は再び公然とやって来て、カトリックやプロテスタント諸派が布教に尽力した。教育事業（＝学校経営を通じ日本のエリート層に一定の同調者を得た）および社会福祉事業を通じて影響力を確保した。しかしキリスト教は全般的に日本で成功せず、教勢も低いレベルにとどまった。その主要な理由は、キリスト教が祖先崇拝を排除して、日本の宗教文化に挑戦したり伝統的に重要とされる事柄と衝突したりしたためであり、唯一なる全能の神を過度に強調したためだった。「一神教は八百万（やおよろず）の神々を信心する日本人にはなじまない」「カトリックであれプロテスタントであれ、特定の信仰体系に従うのは多神教的なスタイルになじまない」と考えられた。

問題点と葛藤の所在：個人の信仰と慣習の拒否

キリスト教と創価学会の例が示すように、文化的同一性の強い環境に、特定の宗教が挑んできた場合、不安が生まれるのは当然である。最近の日本社会でそうした問題が顕著になってきたのは、海外から入ってきた教団も含め新宗教の中に排他性を露わにしたり、家族や地域に根ざす伝統的な考え方や慣習を拒否したりする傾向が見えるからだ。そうした団体が違法活動に走るなどして社会を不安に陥れる存在、あるいは治安を脅かす存在と見られるようになると、新宗教に否定的な傾向が強くなり、他の宗教にも飛び火していくのだ。

最も決定的な例はオウム真理教である。この運動は80年代に成長し、数は少なくとも極めて献身的な信徒グループを作りだした。信徒の多くは高等教育を受けているが、現代の唯物風潮からは疎外された若者たちだ。オウム真理教は霊的指導者（麻原彰晃）への絶対的な忠誠を軸とした王政的共同体を作り、信徒には家族を捨てさせ、名字を放棄させ、所有物一切をオウムに寄付させ、修行共同体を形成し、オウムの「ホーリーネーム」を持つよう指導した。教団のこうした要求がもとで信者の家族と葛藤が起き、入信した子供との面会を求める家族との間で裁判闘争まで起きた。法律上は成人になれば信仰の自由が保障されている。だが、世論は明らかに親たちの側に立った。

オウムが信者の親たちのみならず、教団施設のある地域社会と色々な葛藤をもたらし、オウムに批判的なマスコミや弁護士たちと闘うことになった時、教団と社会全般との緊張はさらに高まった。こうした状況の中で、オウム側は現代の物質文明を崩壊させ、世界の霊的改革をもたらし、社会の体制と闘うという信念を強め、一層暴力的に走り、それが1995年の東京地下鉄テロ事件につながった。一宗教団体が大量殺人を企て、国

家の干渉から宗教を保護するはずの法律を隠れ蓑にし、宗教団体の非課税特権を悪用して極秘の化学兵器開発資金に充てた証拠が発見されるに至った。

この事件は宗教の自由をどこまで認めるべきかについて、広い議論を喚起した。さらに宗教団体を公安機関がどこまで監視すべきか、宗教団体の資金集めや布教活動の範囲等についても論議を呼んだ。多くの世論調査では、宗教団体が公共の場で布教することに反対意見が広まり、公権力が宗教団体への監視を強めることが広範に支持されている。

オウム事件をきっかけに、社会規範に挑戦し排他的な考え方を持つような宗教団体をどうするか、論議が喧（かまびす）しくなった。国民の多くは、オウム信者が運動にのめり込み、社会と過激に対決するようになったのは、何らかの洗脳を受けたからだと主張した。特にオウム信者たちが肉親を遠ざけ、オウムの施設に移り住み、その指導者に生涯の忠誠を誓い、ついには指導者の教唆で殺人を犯すこともいとわないまでになったのは、洗脳またはマインド・コントロールのせいだと考えるようになった。

洗脳とかマインド・コントロールといった主張には経験科学的な根拠はない（調査によればオウム信者は自発的に入信し、マインド・コントロールによらず、自ら積極的に活動に関与した）。だが、オウム事件の余波で世間の風潮は次の二通りの展開を見せた。第一に、いかなる宗教団体であれ（特に家族や社会の慣習を拒否し、一つの教条に全面的な忠誠を求める宗教団体には）、それに関わることは「危険な」ことと見られるようになった。こうした見方はオウム以前にも存在したが、オウム以後は一層強くなった。第二に、そうした宗教団体に加入する人は心理操作を受けているに「違いない」と見られるようになった。この見方は証拠に基づくというよりは憶測に基づいているのだが、説得力があり、日本に激しい反カルト運動を広めて、「カルト」（この単語は、日本では社会的規範から逸脱し既成宗教から離れた運動を広く指し示す）に関わった人々を「救出」すべきと考えられるようになった。

こうした問題は、特定の宗教運動が明確に社会規範を拒絶したり（統一教会の肉親に対する態度やエホバの証人の輸血拒否など）、家族による死者の供養を忌避したりしたため、格別な論議を呼ぶことになった。そうした状況に置かれた両親にとって、法事に出席しない子供は、慰霊や供養を行う両親の目から見て罰当たりな存在なのだ。個人の権利や宗教選択の自由と、地域や家族を軸にした慣習との葛藤は、子供が成人に達しても親の権威に服すべきだという隠然とした考え方とともに、現代日本の宗教事情をめぐる重要な議論の的となっている。

結語

日本における宗教の多様性という伝統は、各宗教間の相互作用や、多くの共通基盤を持つ枠組みの中で機能してきた。それらの宗教を信じるにせよ信じないにせよ、文化的社会的な理由から、宗教行事やしきたりに従うことが期待されてきた。そこでの帰属性は、個人の信念より集団の連帯感に根ざしていて、そこから個人の自由という法的立場との間に一種の対立関係が生じるのだ。ただ、全般的に宗教間の違いは比較的上手に処理されていて、たいていの新宗教は教団への忠誠と、家族や地域の義務に従うことのバランスを巧みに取っている。

ある教団がそうした社会慣習を踏み外すと、その信徒の親たちは死後の供養をしてもらえないと憂慮し、社会一般も常識はずれの危険な宗教を嫌がるようになる。そうした傾向は1995年のオウム事件以来、極めて一般的なものになっている。問題のある教団（社会の支持する規範を拒否する団体）に入会する人は心理操作を受けているはずだという世間の憶測によって、法的に保障されている個人の権利の観念と、世間や社会の慣習の間に、摩擦と緊張が生じるのだ。こうしたことが、社会慣習に挑むような教団に入った人々を世間はどうか扱っているか、またそうした運動が日本社会でどう見られているかという論点についての中心的な検討課題になっている。

現地調査の報告

(以下の報告は、「国境なき人権」のアーロン・ローズ博士(2010年7月)、ビクトリア・パーカー氏(2011年7月)、ウィリー・フォートレ教授(2011年8-9月)、ハンス・ノート氏が実施したインタビューに基づいている。)

ウィリー・フォートレ、「国境なき人権」代表³

統一教会⁴に入信した成人信者の中から、2011年には少なくとも5人がそれぞれの両親によって、棄教を目的に拉致された。2010年と2009年には分かっているだけで9件と3件の拉致事件が起きた。

拉致被害者は一人の例外を除き20代後半から30代だ。拉致を実行した親たちはたいの日本人同様、自分は「非宗教的だ」と思っているが、世間並みに仏教や神道の行事には参加してきた。⁵被害者の多くは若い女性で、⁶だいたい中流階級に属する大学卒業レベルだ。中には二度も拉致された信者がいた。拉致されても逃げ出して信仰を貫いたり、家族による脱会説得がうまくいかずに解放されたりした信者がいる一方で、信仰を放棄した人もいた。親たちは脱会工作のために、統一教会を離教し反対運動をしている元信者や、プロテスタント教会牧師、反カルト活動家に助けを求めるケースも少なくない。

³ 宗教と信念の自由に関して多数の論文・著作がある：**Religious intolerance in Belgium: The Role of Certain State and Non-state Actors** in Religion-Staat-Gesellschaft, Zeitschrift for Glaubensformen und Weltanschauungen/ Journal for the Study of Beliefs and Worldviews, 12. Jahrgang 2011, Heft 1, Technische Universität Dresden, pp 209-225. **The Sect Issue in France and in Belgium**, pp 323-328, in Law and Religion/National, International and Comparative Perspectives by W. Cole Durham and Brett G. Scharffs (Wolters Kluwer), Aspen Publishers, 618 p. (2010). **Religious Freedom Advocacy Opportunities at the European Parliament**, pp 391-400, in Religion - Staat - Gesellschaft, Journal for the Study of Beliefs and Worldviews, 10th Year, Issue 2.

⁴ 統一教会は韓国人の文鮮明師によって創設され、日本では1959年から活動が始まり、1964年7月16日に法人登録された。

⁵ 一般的な日本人は、新年に神道の儀式を行い、結婚式はキリスト教か神道の様式で執り行い、葬式は仏教の形式をとる。

⁶ 全体的には、日本統一教会の若い信者数では男性より女性が多い。従って若い女性が巻き込まれるケースが多い。それに加えて日本文化で高齢世代の親は、子供は成人した後もずっと親に従うべきだと考えている(儒教の影響と思われる)。そのことも若い女性が拉致事件に巻き込まれるケースが多い理由とみられる。

ところで、この問題を調査するに当たり情報提供をしてくれた米本和広氏⁷について触れておこう。米本氏は多筆なフリーのジャーナリストで、新宗教やカルト批判の調査報道では有名な人物だ。その彼が過去10年間、棄教目的の拉致とその影響について取材してきた。米本氏は市民的自由と、それを定着させるための法律に関心を持つ、知的公平さを持つ著述家だ。同氏は2010年に拉致・監禁から逃げてきた原美由紀さんと村田敬一さんの証言を、自身のブログで紹介している。(http://yonemoto.blog63.fc2.com)⁸

米国国務省の「宗教の自由報告書」2010年度版と2011年度版は、過去2年間に拉致されたと統一教会が指摘した信者数名について、「独自に確認できなかった」と記述しているが、米本氏の調査の存在は、⁹こうした記述と矛盾している。

12年間も監禁された後藤徹氏は、家族と脱会カウンセラーを相手に民事訴訟を起こしており、¹⁰その行方が注目される。¹¹脱会カウンセラーは親をあおって子供を拉致させ、子供が脱会するまで監禁するよう公然と指導している。それ自体が法律違反に相当するものだ。

統一教会の元信者で、後にプロテスタントに改宗した田口民也氏は自著『統一協会 救出とリハビリテーション』（1994年9月、いのちのことば社）¹²の中で、拉致を実行したい親兄弟を募り、監禁用アパートの探し方、隔離に必要なリフォームの仕方、賃貸契約する際の注意、揃える備品と避けるべき事項、食事のことから警察が訪れた際の対応方法まで、「救出作業」の段階ごとに詳細なアドバイスをしている。

⁷ 彼は、米国国務省の国際宗教自由室・公共外交政策担当官であったアレクサンダー・マクラレン氏への書簡（2011. 7. 26）で、2009年から2011年の期間に確認された拉致関連事件リストを提供した。米本和広氏は幸福の科学、ライフ・スペース、ヤマギシ会、親鸞会、顕正会、法の華、エホバの証人、統一教会、オウム真理教、パワフルメイトなど、日本の新宗教とカルトを批判した著述活動で知られる。また『教祖逮捕』（宝島社）、幸福の科学の教祖を批判した『大川隆法の霊言』（宝島社）、『洗脳の楽園—ヤマギシ会という悲劇』（洋泉社）などの反カルト書籍も出版している。

⁸ 2002年に米本和広氏は宿谷麻子、高須美佐子、中島裕美の三人にインタビューをした。彼女らは拉致拘束され脱会カウンセリングを強要されて統一教会を脱会した。2004年には「書かれざる『宗教監禁』の悲劇と恐怖」という記事を月刊『現代』（出版元の講談社は統一教会に批判的なことで知られる）に発表した。ブログのタイトルは「火の粉を払え」となっている。

⁹ 米本はこの問題を1999年から統一教会から完全に独立した研究者として観察してきた。彼が1999年に最初に書いた記事のタイトルは「ドキュメント脱会」である。その後、彼は強制棄教の問題に対する包括的で批判的な記事を2004年の雑誌記事および2008年の『我らの不快な隣人』（情報センター出版局）に書いている。

¹⁰ 後藤徹氏は刑事告訴が検察庁によって不起訴処分とされた後、2011年1月31日に家族と脱会カウンセラーを相手取って民事訴訟を起こした。

¹¹ 拘束期間は一般に数日から数週間または数カ月になるが、時に1年を超えるケースもある。

¹² 田口民也は統一教会の元修練所長。2002年に死去。

「青春を返せ」訴訟¹³の裁判調書の中で、高澤守（「独立系」プロテスタント教会牧師）は、自ら棄教目的の連行・拘束に関わったことを認めている。

最後に大事なことだが、2002年と2004年の3件の民事裁判での判決は、棄教目的の拉致・監禁の事実を認定し、さらに強制的な脱会説得を違法と断定し、その加害者を非難した。

富澤裕子さんが両親と脱会カウンセラーの高澤守を相手取って起こした訴訟の判決で2002年2月22日、広島高等裁判所（松江支部）は、両親が31歳の富澤さんを逮捕し、1997年6月7日から翌年8月30日まで監禁した事件について、違法行為を認定し、「控訴人高澤は、逮捕・監禁を幫助（ほうじょ）した」と断定した。同牧師に関して判決はさらに、「控訴人高澤の説得活動は、…被控訴人が違法に逮捕、監禁されている状態を知りながら、それを利用してなされたものであり…正当な宗教活動を逸脱しているものというほかなく、控訴人高澤の説得行為は違法性を阻却されるものではなく、控訴人夫婦らの幫助者として連帯して損害賠償責任を負うものである」と述べ、「控訴人らは連帯して金15万円を支払え」と言い渡した。

寺田こずえさん¹⁴が両親と脱会カウンセラーの高澤守と尾島淳義（福音ルーテル教会執事）を相手取って起こした訴訟の判決で大阪高裁（第9民事部）は2004年7月22日、寺田こずえさんの両親と高澤は、こずえさんの意思に反して身体的に拘束した状態で脱会説得を行うことによって、共同で不法行為を行ったと判示し、寺田こずえさんの移動の自由を拘束したことに対して、共同して20万円を支払えと命じた（共同不法行為）。尾島に関しては、彼の説得活動が会話にのみ限定されていたことを根拠に、違法性は認めなかった。

エホバの証人の女性信者が、夫と脱会カウンセラーだった牧師¹⁵に拉致された事件で、大阪高等裁判所第10民事部の3人の判事は2002年の判決で、同牧師が脱出不能に改造した建物を提供し、原告の身体・精神の自由を不法に侵害する行為に加担し、それ

¹³ 統一教会を脱会した元信者の多くは反カルト弁護士の指導を受け、教会活動で失った青春時代について損害賠償を求めて訴訟を起こした。札幌で始まったいわゆる「青春を返せ訴訟」で、原告らは統一教会の伝道活動を違法だと主張した。札幌地裁での裁判は1987年から2001年まで14年間も続いた。

¹⁴ 寺田こずえさんは韓国人と結婚して韓国に居住していた。彼女が日本の実家に帰省した際、両親に拉致・拘束され、脱会カウンセリングを強要された。

¹⁵ 彼女が加害者を刑事告訴しなかったのは、夫が監禁17日目に彼女を解放したからである。その後、彼女は夫と離婚した。

らの実行に具体的に関与したのであるから、原告を監禁する共謀者だったと断定した¹⁶。裁判所は、牧師としての正当な「牧会活動」である、との主張を退け、原告への慰謝料として30万円、弁護士費用として10万円の支払いを命じた¹⁷。これ以降、エホバの証人の信者が拉致されていないことから、この訴訟は抑止効果があったと思われる。

拉致問題の監視の状況

新宗教に加入した成人を拉致・拘束し、公権力を有しない者が強制力を使って棄教させる行為は1966年に初めて起きたが、世界の人権団体がずっと見落としてきた。唯一、米国国務省はこの問題を監視し続けてきた。

米国国務省は1999年から毎年、世界各国の宗教の自由に関する年次報告書を発表してきた。日本で新宗教に入信した成人信者を棄教させるために、公権力を持たない者が拉致し拘束してきた問題について、同報告書は2007年度版を除いて毎年取り上げてきた。¹⁸被害者の大半は統一教会信者で、エホバの証人も若干名の被害が報告された。この二つの団体は、被害者が正式に訴えても警察や司法当局は消極的だったと非難してきた。そうした状況についての記述を、同報告書は下記のように、今日まで呪文のように繰り返している。

「統一教会信者は、教会員が強制的にディプログラミングされていると申し立てしても警察が対応してくれない、と主張してきた。また被害者が家族らに拉致されても警察は法律を適用せず、統一教会信者は長期の恣意的な監禁を受けているばかりか、実行者を警察が取り締まってくれないと主張している」。2000年度版の報告書では、「1999年9月にエホバの証人が、同教団信者も同様の虐待を受けたと主張した」という文言が加えられた。エホバの証人に絡む最新の事件は2005年に起きている。

米国務省「宗教の自由年次報告書」の要旨

¹⁶ 牧師は「平成7年7月11日から同月27日までの間、たびたび本件建物に赴いて、第一審原告が拒否しているにもかかわらず、執拗に自分の話を聞くように求めたものであるほか、前記のとおり、補助参加人から依頼されて、必要な荷物を運搬し送迎したこと、常時本件建物の合鍵を所持していた」（判決文からの抜粋）。

¹⁷ 統一教会は大学生を伝道して、やがて結婚させるので、拉致を実行するのは主に信者の親だ。エホバの証人の場合、配偶者を改宗させられないことが夫婦葛藤の主要な原因だ。そのため夫による拉致の割合が非常に高く、非公式には50パーセントに上る。

¹⁸ 統一教会によると、監禁状態で脱会説得をした初めての事件は、1966年に荻窪栄光教会（日本イエス・キリスト教団）で起きた。これは、反統一教会活動を推進した森山論という福音派牧師によって行われた。

2000 年度版の報告書

「2000年4月、一人の国会議員が委員会討論の場でこの問題を取り上げた。警察庁と法務省の高官は、『適切な対応』を求めた信者たちの要望に留意したが、本報告書の該当期間中に何らの行動も起こしていない。」

2003 年度版の報告書

「2002年8月、エホバの証人に関連した事件について裁判所は、『ディプログラミング』を違法と断じた。しかしこの1年間に最高裁判所は、統一教会信者が家族と友人による拉致と『ディプログラミング』について上告した件を棄却した。統一教会に関連したある事件について裁判所は、控訴内容が憲法違反の要件を構成しないと判断した。」

2004 年度版の報告書

「統一教会自身の統計によれば、拉致とディプログラミングが近年かなり減少している。しかし同教会は、被害者の家族や脱会カウンセラーによる拉致やディプログラミングについて当局者が『家族の問題』と判断することに懸念を表明し続けている。」

「2002年8月、エホバの証人に関わる事件について、裁判所は『ディプログラミング』を違法と断じた。しかし2003年に最高裁判所は、統一教会信者が家族と拉致者によって起こされた拉致と『ディプログラミング』について上告したケースを棄却した。この統一教会関連の事件で裁判所は、上告理由は憲法違反の要件を構成しないと判断した。同1月に横浜地方裁判所は、1997年に2人の被害者が拉致され、約5カ月間いくつかのアパートに監禁されたと訴えた事件で、請求を棄却する判決を下した。裁判所は証拠不十分であること、拘束中も穏やかな雰囲気が存在したことを判決理由に挙げた。しかし同1月には大阪地方裁判所が、2001年に家族と脱会カウンセラーに拉致され、意思に反して2カ月間拘束された女性被害者の請求を認容する判断を示した。彼女の両親と1人の脱会カウンセラーは20万円の支払いを命じられた。」

2005 年度版の報告書

「2002年、エホバの証人に関わる事案について、裁判所は『ディプログラミング』を違法と断じた。」

「統一教会の担当者は、本報告書の該当期間に20件のディプロミング事件があったと推定している。しかし当該家族の希望で、1件も警察に届けが出されていない。」

「エホバの証人の広報担当者によれば、同教団信者は信仰を实践する自由を享受しており制約は存在しない。2005年1月に強制監禁事件があった時は警察に届け出たが、それ以外は2003年以降、脱会強制の事件はなかった。」

2006 年度版の報告書

「信者が監禁され脱会工作を受けているのに政府は対処してくれないという統一教会の苦情は減っている。統一教会幹部によれば、当局がディプログラーに公訴を提起することに前向きになってきたので拉致事件の件数が減少している。しかし教会幹部は一方で、拉致実行犯の起訴に相変わらず及び腰な当局に懸念も示している。教会幹部によれば、拉致事件では同じ家族の一員を拉致する形なので、警察は事件への関与を忌避する傾向がある。」

2008 年度版の報告書

「統一教会関係者によると、本報告書の該当期間に約10～20名の現役信者が、心配した親によって強制的に『ディプログラー』され、大半のケースで信者はすぐに信仰を棄てた。」

2009 年度版の報告書

「統一教会の報告によると、12年以上にわたって家族に拘束されていた統一教会の成人会員が、2008年2月10日に解放され、同教会の本部に戻った。統一教会によるとその事件について、本報告書の該当期間終了時点で、一人も起訴されておらず、捜査も行われていない。」

2010 年度版の報告書

「統一教会は、本年の報告書の該当期間中に5人の信徒が拉致されたと報告した。この報告内容を独自に確認することはできなかった。統一教会が報告を誇張または捏造（ねつぞう）していると批判した非政府組織（NGO）もあった。」

家族と職業的ディプログラーにより、自らの意思に反して12年以上にわたり拘束されたとする統一教会の成人会員が、2008年に解放された。検察は『証

抛不十分』で本件を不起訴とした。本年の報告期間終了時点で、本件に関し不服申し立てが行われている。」

2011 年度版の報告書

「ディプログラマーが家族と協力して、統一教会、エホバの証人、その他弱小教団の会員を数年間にわたり拉致・監禁してきたとの報告があった。事件の件数は 1990 年代から大幅に減少した。統一教会は本年の報告書の該当期間中に 6 人の信徒が拉致され、そのうち 2 人は年末の時点で監禁中であると報告している。別の 1 人は警察が両親に事情聴取した後で解放されたと報告されている。こうした報告を独自に確認することはできなかった。統一教会が報告を誇張あるいは捏造（ねつぞう）したと非難する非政府組織（NGO）もあった。

家族と職業的ディプログラマーにより、12 年以上にわたり強制的に拘束されていたという統一教会の成人会員は、2008 年に解放された。検察は、証拠不十分で本件を不起訴とした。10 月 6 日に一般市民による審査会が、不起訴は相当である、との判断を下した。」

拉致・拘束と監視下での棄教説得

新宗教の元信者たちの中には、自発的に退会した者が多数いる。色々な人から強制によらない影響を受けて翻意した者もいる。その一方で、親兄弟に拉致・拘束されて棄教を迫られた結果として信仰を棄てた者もいるし、棄てなかった者もいる。この調査報告は最後のカテゴリーに属する人々に焦点を当てている。その多くは統一教会¹⁹に属するが、エホバの証人²⁰でも相当数の信徒が拉致された。一番の理由は、これら二つの宗教が外国から来たもので²¹、日本の文化に抵触する要素があるためだろう。日本での調査中、

¹⁹ 統一教会の主張によれば、1966 年から 2011 年までに 4000 件以上の拉致事件が起きた。ピークは 1987 年から 95 年にかけてで、2006 年以降は年間 20 件以下だった。「国境なき人権」は、いまだこれらの数値を確認できていない。

²⁰ 「国境なき人権」は海老名市にある「ものみの塔聖書冊子協会」日本支部を訪れ、年間統計の資料を入手した。それによれば 1992 年から 2001 年までに 150 人以上のエホバの証人の信者（大半が女性）が拉致・拘束され、脱会説得を受けることを強要された。これは反カルト・ジャーナリストの米本和広氏も確認している。

²¹ 統一教会では、会員が誕生や死去に際して家族が行う仏教や神道儀式に参加することを禁じていない。ただ、文師夫妻が結婚を想定して若い男女を一方向的にマッチングして、彼らの真の父母になるという合同祝福式が問題となっている。肉親にしてみれば、子供との当然の絆を奪われ、本人の自由意思が失われ、精神的に従属しているかのように見えるので、親たちが激しく反発するのも理解できる。エホバの証人の場合は、他の宗教の儀式（新年の神社参拝、教会での結婚式、仏教式の葬式等）や、国家・国民的行事への出席を禁じていることが、他の家族や社会からの疎外を引き起こしている。

「国境なき人権」は数人の学者から意見を聞いたが、他の教団信者で類似の被害に遭った例を見つけられなかった。²²

(1) 親のごく当たり前の心配が、拉致実行を決意させるまで

教育を受けて成人年齢に達していても、自分の子供が新宗教運動に関わりを持ち、一生を捧げようと決意して退職・退学までしたら、親が狼狽するのは至極当然だ。しかも問題の宗教が直接・間接的にマスコミで悪く取り上げられれば、心配はなお募る。²³ 当惑した親は相談できる人や団体、例えばその宗教の元信者、聖職者、カルト専門家や反カルト活動家・団体などを探ささう。その心配を解決してくれそうな脱会カウンセラーと出会って勉強会に招かれ、参加した場で子供が関わる宗教が邪悪なものだと徹底的に教え込まれたとする。彼らの話を通じて親はさらに不安をあおられ、他の親が子供を拉致して棄教させるのに成功したと聞けば、自分も拉致を含むあらゆる手段で可愛い子供を救おうと決心するに至る。このようにして家族は、拉致して同僚信者たちから隔離し、強制的に脱会説得をして棄教させ、場合によっては別の信仰（たいがいは福音派プロテスタント教会）に改宗させるほかに解決の道はないのだと、次第に確信するようになる。²⁴

自分の息子や娘を拉致したと証言する親を見つけるのは簡単ではなかった。S. A. さん（女性、当時35歳）は1995年、両親らによって三度目の拉致に遭った。²⁵ 彼女の父親K. S. 氏は「国境なき人権」に対して、その三度目の拉致実行に際して、第三者によって心理的な準備がなされたことを次のように証言した：

「妻と私は宗教的な方ではなく、多くの日本人同様、ときどき仏教行事に参加するくらいでした。麻布（東京）で行われた『統一教会に反対する父母の会』に参加するよう勧められました。その後、新潟県新津市のプロテスタント教会を訪問し、毎週末、車で片道3時間かけて通って反統一教会の勉強会に参加しました。

²² しかし、まれに例外もある。米本和広氏は「ヤマギシ会」の会員が拉致された事件に触れている。

²³ これは特に1992年に顕著で、この年に有名な新体操選手の山崎浩子さんと、アイドル歌手・女優の桜田淳子さんは統一教会に入教していた事実と合同結婚式への参加を公表した。これをきっかけに統一教会たたきの報道が連日流された。

²⁴ 脱会カウンセラーたちは拉致、監禁、ディプログラミングといった恐ろしい言葉遣いをせず、宗教運動からの「救出」とか「保護」「説得」「家族の話し合い」など、ソフトで社会が受け入れやすい単語を使う。それによってカウンセラーは犯罪行為の教唆や実行の誹（そし）りを免れている。大半の脱会カウンセラーは福音派キリスト教会の牧師であるか、信仰を棄てた過去を持つ人たちだ。

²⁵ 彼女は1983年に1週間拘束され（信仰を棄てたフリをした）、1993年に2カ月間拘束され（脱出した）、そして1995年に約2か月間拘束された（脱会を偽装した）。結局、彼女は棄教することはなかった。

私たちと同じような状況の父母が通常50～80名ほどいました。勉強会の内容は、私たちの子供が間違いに気づくのを助けるための聖書の勉強、統一教会から子供を脱会させることに成功した両親の体験談、救出するときの具体的なやり方などで構成されていました。実行を決意した際には、牧師と個別面談を持ちました。彼は私たちを助けてくれる親戚や友人を集めるよう指示し、計画実行に関するあらゆる厳格な指導を行いました。私たちは、脱会カウンセリングに成功して娘を統一教会から取り戻すことに成功した人からアパートを借りました。」

環境科学の分野で博士号を持ち、著名な研究所で勤務していた別の被害者は、2011年1月1日に拉致された。彼女は「国境なき人権」に次のように証言した：

「事件以後、母から聞いたところによると、母は日本基督教団新宿西教会に通ったり²⁶、いわゆる『マインド・コントロール』の研究をしている西田公昭氏に話を聞きに行ったりしたそうです。宮村峻には、4回程相談に乗ってもらったと話していました。うちの家族は常識的なので、母が拉致・監禁など思いつくはずはありません。」

(2) 拉致の計画

拉致の段取りは念入りに計画される。監禁場所を用意周到に準備し、被監禁者が外から見られず、声が聞かれないようにし、外部との一切の通信を遮断しなければならない。賃貸契約を結ぶ際も、たいてい反統一教会活動家のシンパとか、子に対する脱会説得に成功した親の名義でなされる。両親や親族は監視役として数週間から数カ月、稀には数年間、昼夜を分かたず取り組むことを覚悟しなければならない。彼らの職業人生に支障を来したり、退職を余儀なくされたりするケースもある。

信者を拉致の予定場所までおびき出す口実としては、実家の訪問、食事の招待や家庭の行事が使われる。拉致は高齢の両親だけでは物理的に不可能なので、親族などから数人の協力が不可欠だ²⁷。これらの人たちは拉致行為に共同責任を負うこと、刑法で3カ月から7年の懲役刑に相当する犯罪であることを認識しなければならない。

(3) 拉致の実行

²⁶ 原文の略語“UCCJ”は、日本基督教団のこと。

²⁷ 京都大学工学部土木科卒の吉村正は「国境なき人権」に、1987年母親が統一教会反対父母の会の会員から、息子を拉致するのに「北海道の会」というやくざを雇うよう示唆され、母は従ったと語った。

匿名を条件に、2011年1月1日～2日にかけての夜に拉致された被害者は、「国境なき人権」に次のように語ってくれた：

「私は1月1日に実家に帰りました。私たちは多くの日本人がするように、近くの神社に初詣に行き、その日の夜に、父が私の新しい信仰について話し始めました。突然、リビングに伯父、叔母、生物教師、男性の保育士がぞろぞろと入ってきて、私は彼らに取り囲まれました。私は机に置いてあった携帯電話を手にししました。私が抵抗すると、彼らはますます力強く私の両腕を押さえ、その間に姉が携帯を無理矢理もぎ取りました。私は叫び始めました。寝る前の姿だったし、着替えたいと言いましたがダメでした。腕をがっしりつかまれながら、玄関から出ると、見たこともない黒い車がとめられていました。私はその中に押し込まれました。私の乗っていた黒い車の前には、白い車が走っており、そこには姉と生物教師が乗っていたようです。車はエスポワール白川という4階建てのマンションの前に止まりました。この時、だいたい午前1時半頃であったと思います。私は周りを取り囲まれながら、階段を上がり、3階の部屋に連行されました。」(訳注：ヨーロッパの数え方では日本の4階は3階、3階は2階と数えるので、英語の原文と数字が一つずつずれている。)

こうした典型的な例のほかにも、特殊な状況下で拉致されたケースもある。その一つが、2002年に民事訴訟で勝訴した富澤裕子さんの場合だ。彼女は「国境なき人権」に以下のように語った：

「1997年6月7日午後2時、元警察官である私の父、親戚、5人の私立探偵、および反統一教会グループのメンバー（総勢約20名）が、スタンガン、鉄パイプ、チェーンなどの武器を携行して鳥取統一教会を襲撃しました。集団は玄関ドアのガラス部分を損壊し、ドアの鍵を開け、教会業務を妨害し、4名の教会員に暴行傷害を加え、私を拉致しました。私はワゴン車に押し込まれて連れ去られました。

しかし、彼らは私をすぐに大阪には連れて行かず、四国を迂回して、鳴門にあるリゾートマンションの高層階に私を3日間監禁しました。

6月10日午後10時過ぎ、私は手錠を掛けられ、部屋を出てワゴン車に担ぎ込まれました。私たちは淡路島を経由してフェリーで大阪に渡りました。6月11日、私は大阪市に到着し、そこでマンションの10階の一室に監禁されました。」

別の特殊なケースでは、夫と妻がそれぞれの家族に同時に拉致された。1996年9月22日、東條勉・久美子夫妻は実家の法事に参加した後で親戚宅を訪ねた。久美子夫人は「国境なき人権」に以下のように語った：

「親戚宅でお茶を出していただき、ひと息ついているところに、部屋のふすまがサーッと開き、驚いたことに私の親族ばかりでなく、夫の親族も出てきて、私と夫は、別々のワゴン車に乗せられ、監禁場所に連れて行かれました。私は、抵抗するにも力づくでは難しく、夫の名前を叫んでいましたが、私の声は届きませんでした。とても衝撃的でした。」

京都大学工学部土木科を卒業し武道の心得もある吉村正氏は、「国境なき人権」に自分が拉致された当時（1987年）の状況を語ってくれた：

「私の母は“北海道の会”のやくざの助けを借りて私の拉致を計画しました。それは最初に強制なしで説得を試みたとき、私は難しいケースだと告げられたからです。私は白昼堂々と路上で拉致されました。4人の男性により両手両足をつかまれ、無理矢理タクシーに乗せられて、手錠を掛けられて、そのまま名古屋にある空港に連れて来られました。そこでセスナ機が私たちを待っていました。私は北海道に連れて行かれ、北海道の会の建物に2カ月半閉じ込められました。私の滞在中、2人の拉致被害者のために他の部屋が借りられていました。幸い、私は脱出することができました。私はこの失敗した試みのために、両親がどのぐらいのお金を支払ったのか想像もつきません。私は刑事告訴をしましたが、検察は不起訴処分としました。」

(4) 隔離されている時の状態

統一教会を相手取った札幌の「青春を返せ裁判」では、21名の原告（全員が統一教会からの脱会者）の大半が反対尋問の供述で、脱会カウンセリングの間、移動の自由が制約されていたことを認めている。この他、2人が「軟禁状態だった」と認め、3人が部屋からの出入りは自由だったと供述した。

2001年に寺田こずえさんは拉致されて大阪のアパートに連れて行かれた。その時の模様を彼女は「国境なき人権」に次のように語った：

「新大阪ハイツ1005号室は3DKの間取りで、部屋には布団や冷蔵庫、電子レンジなど生活用品が準備してありましたが、電話やテレビはありませんでした。玄関ドアは施錠した上で、防犯チェーンと特別に用意されたチェーンを2つの南

京錠で固定し、それらを解錠しない限りドアが開かない仕組みでした。窓やガラス戸は、防犯用のストッパーなど特殊な細工で固定されていました。」

拉致された経験を持つ統一教会信者の数名は、監禁中に医療支援を一切受けられないか、極めて限られていたと証言した。²⁸

脱会カウンセラーが拘束の共謀者であることは、神戸地裁平成6年1732号事件（青春を返せ訴訟）において、統一教会側弁護士と高澤牧師とのやり取りで明確に証明されている：

問：そういう拘束場所をね、あなたのほうで世話することはあるんですか。

答：やむを得ず、状況によってご紹介するケースはあります。

問：それから救出には親戚の協力も必要だという指導もされてるわけですか。

答：はい。

問：親戚を多数集めなさいというような指導。

答：そうですね。（…）

問：それから拘束の順番が回って来たときですね、その拘束の日程とか、これは事前に綿密に打ち合わせをするわけですか。

答：その日程というのは、どういう意味なんでしょうか。

問：だから何日に信者本人が、たとえば自宅に帰って来るから、それに合わせて親戚を集めて、それから拘束場所のマンションを、それまでに手配してとかいう綿密な打合せはしなきゃいかんのじゃないですか。

答：それは、ご家族で当然なことです。

問：それに対して、あなたも関与してるんじゃないですか。

答：それは仕方がないことだと思います。ですから渋々それを理解する、了解するという、こういう形ですね。

献金問題を扱った前橋地方裁判所高崎支部の平成5年458号事件で、清水与志雄牧師（日本基督教団）は次のように証言した：

問：あなたが脱会の説得を手掛けたのは何人くらいおられますか。

答：名前が思い出せるだけで、50人以上はいるんですけども。

²⁸ Y.H.さんは韓国人と結婚して韓国で妊娠したが、日本に帰省中、両親に拉致された。3カ月の監禁中まともな診療を受けられずストレスが募り、産まれてくる子供の健康が心配だった。実母はその数年前に夫に拉致され数週間監禁されて統一教会を脱会していた。Y.H.さんは出産直前に自由を回復できた。

問：あなたが説得するときには、信者をどこかの場所に監禁して説得するわけ
でしょ。

答：私がするんですか。

問：監禁はしていないと、こういうことですよ。

答：監禁の定義はどのような定義でしょうか。

問：窓にかぎをかける、靴を隠すとか、そういったことで、あるいはずっと見
張っているとか。

答：そういうことはあります。

問：そういうことをやらなければ説得できないんですか。

答：できない場合もあります。

脱会カウンセラーたちは、寺田こずえさん（2004年）と富澤裕子さん（2002年）が別々に起こした民事訴訟（後述）の両方で高澤守牧師が敗訴判決を受けてからは慎重になっている。また拘束状態で強引な脱会説得はすべきでない、と考える反カルト活動家も増えてきた。

(5) 行方不明

ある信者が拉致・拘束されれば「行方不明者」になる。しかし事件の加害者である両親や親族が届け出ず、さらには被害者の雇用主や近隣住民に手を回して、被害者は当分帰宅しない、などと説明して回れば、日本の司法当局は行方不明事件として取り扱わない。仮に第三者が通報しても「家族の問題」として処理する。行方不明者の配偶者であれば捜索を求めることはできるが、拉致被害者が既婚者であるケースは少数である。被害者は相当離れた場所に移送されるのが一般的で、居場所を突き止めるのは、不可能でなかったとしても非常に困難である。

「国境なき人権」は、拉致被害者と婚約していた宇佐美隆氏から話を聞いた。同氏は消息を絶った婚約者を探し出す決意をして手を尽くしていた。婚約者の父親の自家用車にGPS機能付き携帯電話を取り付け、父親の動きを追っていれば婚約者の居場所に行き当たると考えた。その甲斐あって3年後に彼女と話せたが、その間に脱会説得を受けていた婚約者は棄教を決心していた。

「国境なき人権」が聴取した別のケースでは、婚約者が私立探偵を雇って、ついに相手を捜し出すことができた。

(6) 第三者による強制棄教は、信者の取り合いでもある

信者を物理的かつ心理的にも隔離状態に置いて棄教を説得するのは、主にプロテスタント教会の牧師や関係者で、それに元信者たちも助力する。

一連の脱会カウンセリングでは、プロテスタント教会の聖書講釈を軸に、標的となった教団の教義の矛盾や誤りといった点に焦点が当てられる。つまり宗教間の競合が反映されているのである。そのような思想的闘いは、「宗教の自由市場」の状況下では合法的なものだし、また表現の自由の原則にもかなっているわけだが、個人を長期間監禁して行動を制約することは、国際的な人権規準から見ても容認できない。

脱会カウンセラーのいわゆる「保護・説得」なる表現は、その裏面にある強要、威迫、脅威を隠すものにすぎない。

寺田こずえさんは「国境なき人権」に以下のように語っている：

「10月29日朝、叔父と妹らが仕事のためマンションから出て行き、父と叔母ら3人が私の監視役として残りました。

同日午後2時頃、キリスト教神戸真教会の高澤守牧師がマンションに来ました。私は高澤に対し、『これは監禁です』と抗議しました。高澤もこれを認めて『そうです。これは監禁です』と答え、『でも、お父さんやお母さんも監禁されているんですよ』と言いました。高澤は『頼まれて話し合いをしている』と主張し、2時間ほど滞在して統一教会の教理批判をしていきました。

10月30日午後2時、高澤が部屋に来ました。高澤は、私の意思を無視して対話を強要し続けました。私は『ここに居たくないので警察に電話します。携帯電話を貸してください』と言って手を差し出しました。すると高澤は感情的になり、『どうせ警察が来ても、統一教会のことだと分かったら「じゃあ頑張ってください」と協力してくれる』と言いました。高澤は財布から警察の名刺を5、6枚出し、『私は警察と付き合いがある』と強調しました。

高澤はそれ以降、11月下旬頃までは、ほぼ毎日やって来て2時間ほど滞在し、私に対し脱会強要を行いました。その中で、高澤は『知恵遅れ』『精神異常者』『人も殺すような人間だ』『6月のナメクジみたいな顔しやがって』などと言って私に人格攻撃を行いました。私は毎晩のように、監禁下で父から暴行されるといった悪夢にうなされました。

11月10日頃、高澤は、西日本福音ルーテル教会執事の尾島淳義を1005号室に連れてきました。尾島はこれ以降、私が解放されるまでほぼ毎日やって来て、統一教会の教理批判を行いました。」

脱会説得に強制が伴う事実は、神戸地裁平成6年1732号事件の調書からも明白だ。統一教会側の弁護士は1996年5月21日、高澤牧師に対して、監禁された統一教会信者の脱出（岡本事件と呼ばれる）について問い質している：

問：これは、飛び降りたんですか。

答：これは飛び降りたのではなくて、逃げようとしたんですけども、家族がですね、そこへ駆けつけて、そして中に引き戻そうとする時に、何と言うんでしょう、もみ合いになって、そのはずみで落ちてしまったということですね。

問：脱出しようとして大けがをしたということですね。

答：そうです。

問：脱出しようとしたというのは、説得を受けるのがいやだったということですね。

答：そういうことですね。

問：で、自由になるためには、普通に玄関から出て行くという、そういうことができる状態ではなかったということですね。

答：そうです。

脱会カウンセリングでの話し合いが強制下での布教に利用されていたことは明白だ。神戸地方裁判所平成6年1732号事件の調書には、1996年5月21日に統一教会側の弁護士と高澤牧師の間でなされた、以下のようなやり取りがなされている：

問：あなたの教会なんですけど、会員は大体何人ぐらいおられますか。

答：130名ぐらいです。礼拝に出席される方は60人から70人ぐらいですけども…。

問：そのうち統一教会の脱会者というのは何名ぐらいおられますか。

答：半分ぐらいになってきたと思います。

聖書講座を含んだ学習会には、子供を心配する親兄弟が詰めかけていた。それは心理的な弱みにつけ込む形の布教だと言えないだろうか。

美山きよみさんに対する脱会強要は非常に執拗だったので、彼女は棄教が正真正銘のものであることを示すために婚姻解消までした²⁹。

(7) 「救出作戦」の代価

²⁹ 彼女は当時、本気で棄教し、反統一教会活動家によって他の信者を脱会させるカウンセリングに利用された。後日、彼女は統一教会に戻っている。

子供への愛情から、親たちは多額のお金を用意する。「国境なき人権」は拉致・監禁・脱会説得に費やされた金額について正確な情報を得られなかった。しかし車両レンタルや、どれだけの期間を要するか分からない監禁のためのアパートや家の賃借り、住居リフォームなど、出費は半端ではない。

加えて「国境なき人権」は、脱会説得に携わる人たちが親から謝礼を受け取っているとの証言を得た。その確認をとるのは難しかったが、ケースバイケースで金額は400万円から1000万円までだという³⁰。ジャーナリストの米本氏が警察から漏れ聞いたところでは、平均で400万円程度である。同氏は反統一教会牧師から、宗教的動機・背景を持たない脱会カウンセラーの一人が、信者の母親に一連の脱会説得の費用として1000万円の報酬を示唆したという情報を得た。

大阪高等裁判所が2002年に下した判決は、エホバの証人の信者S. S. さん（女性）の、自分を監禁した牧師に関する以下の供述を引用している。³¹「彼は、いわば強制改宗請負業者として、活動費の名目で高額報酬を受けて、エホバの証人を監禁して棄教強要する業務に従事しているものであり」。エホバの証人日本支部に残る記録では、この被害者の言葉として1万ドル相当の金額が記されていた。

「国境なき人権」が入手した興味深い文書の中に、1996年に川嶋英雄氏に祖母から送られた手紙がある。その中で祖母は川島氏を「救出するため」（失敗に終わったが）の費用を賄うため、自分の娘と婿に「478万円を出してあげた」と書いている。

(8) 脱会カウンセラーの背景と動機

脱会カウンセラーになるのは通常、キリスト教の福音派およびペンテコステ派の教会の牧師や関係者が多く³²、新宗教に加入した人の家族の心配につけこみ、教会と競合する

³⁰ 美山きよみさんは二度拉致され、それぞれ6カ月と29カ月間監禁されたが、彼女によると宮村が救出のために受け取る謝礼の相場は4万ユーロ（訳注：報告書発表時点で、1ユーロ＝約100円）だという。原さゆりさんの親は牧師や脱会カウンセラーに定期的に相当の金額が入った封筒を渡していた。原さんは母親の手帳に、両親が叔父から約3万ユーロを借用した記録を見つけている。

³¹ 匿名希望の女性の頭字語。

³² 米本和広氏によれば、拉致・監禁が始まってから20年間、ある単一教派の約200名の牧師が、新宗教からの棄教やプロテスタント信仰への改宗を目的とした「保護・説得」や「未承諾または強制による脱会カウンセリング」に携わった。さまざまな理由（高齢化、民事訴訟の懸念、この問題に関する否定的なマスコミ報道、説得手法が引き起こす心理的障害への認識等）から、そうした牧師の数は激減し、今は10人足らずが携わっていると見られる。

異端を排除したり、不安に陥った親を伝道したりするのに利用した。³³カウンセラー自身は拉致を実行しないが、準備段階では深く関わり、特に勉強会や、拉致を成功させた親たちとの会合を通して親たちの意識を啓発している。被害者の証言では、拉致・監禁を実行中の親がカウンセラーに電話で相談することもあった。

「国境なき人権」の聴取や調査で、頻繁に挙げられた名前は次の通り：

森山諭：荻窪栄光教会牧師（日本イエス・キリスト教団）。1966年に拉致・監禁による強制改宗を始めたキリスト教会牧師。1996年に死去。

松永堡智（やすとも）：新潟県の新津福音キリスト教会（日本同盟基督教団）牧師

高澤守：独立系福音派教会のキリスト教神戸真教会牧師

船田武雄：京都聖徒教会（日本イエス・キリスト教団）牧師

清水与志雄：行田教会（日本基督教団）牧師。元統一教会員。

平岡正幸：日本福音ルーテル教会牧師。2009年に死去。

高山正治：倉敷めぐみ教会（日本同盟基督教団）牧師。

黒鳥栄（女性）：戸塚教会（日本基督教団）牧師。

上記以外で宗教的理由を持っている脱会カウンセラー

田口民也：元統一教会修練所長。後にキリスト教福音派教会の信徒になる。2002年に死去。

パスカル・ズィヴィ：羊が丘教会（日本イエス・キリスト教団）の信徒で、札幌に拠点を置く「マインド・コントロール研究所」を設立。著書に『マインド・コントロールからの脱出』³⁴がある。

³³ こうした親たちは神学的問題について子供と議論できるよう、聖書学習会に足を運んだ。親たちは礼拝にも出席するよう求められた。

³⁴ パスカル・ズィヴィは1957年にフランスで生まれ、柔道を習い、技の向上を目指して1980年来日。福音派キリスト教の宣教師と出会い信仰を持つ。1994年に「マインド・コントロール研究所」を設立。同氏が適正な心理学を学んだ履歴はない。本人によれば福音派聖書学校で学んだという。

しばしば登場する一人の脱会カウンセラーが、広告代理店経営者の宮村峻（たかし）だが、同人の宗教的背景は分からない。監禁下で脱会カウンセリングに関与した心理学者は知られていない。

(9) ハッピーエンド？

信者に対する監禁の結末はさまざまである。棄教した（もしくは棄教と見なされた）後に拉致実行者から釈放される³⁵；脱会説得が失敗する；第三者によって解放される；被害者が脱出する等。

エホバの証人の女性信者Y. K.さんは当時働いていた店の近くで親に拉致された。1998年のことだが、3日後に実兄が教団関係者に通報した結果、彼女は解放された。1999年に二度目の拉致をされたが、その時は早朝4時45分で、車で2時間の場所に運ばれた。そこに4カ月間監禁されたが、脱出に成功した。

2009年に当時29歳のH. K.さんは両親によって拉致され、車で2時間の場所に連れて行かれ、そこで2カ月間監禁されて脱会説得を受け続けた。その間、彼女の婚約者や教団の同僚たちが彼女を捜索して監禁場所を突き止め、弁護士を伴ってそこを訪れた。彼女は「国境なき人権」に次のように証言している：

「ベルが鳴って、父が戸を開けると、聞き覚えのある声があるではありませんか。婚約者と教会の方々、それに弁護士さんが玄関の外に立っていたのです。そして私が自分の意思に反してこの場所にいるのかどうか尋ねてきました。『はい、そうです』と答え、彼らと一緒にアパートを後にしました。私は本当に嬉しかったのです。その後に両親に連絡を取ろうとしましたが、電話にも電子メールにも手紙にも一切応じてくれませんでした。悲しいことです。」

匿名の別の被害者は、監禁24時間で、実にアクロバットの脱出劇を演じた。彼女は「国境なき人権」に次のように証言した：

「1月3日の午前2時40分頃、父母と姉が寝静まったのを見計らい、細心の注意を払いながら、私が寝ている部屋と姉が寝ている部屋を仕切るふすまの戸を閉め、

³⁵信者の中には棄教を装う人もいる。新宗教に入会前はあまり宗教的でなく名目上の仏教徒が多いので、彼らの信仰が破壊されても、元の信仰に戻ったとは言いがたい。棄教行為が伝道プログラムの一環だったケースも少なくない。統一教会の非公式内部統計によると、監禁状態で脱会カウンセリングを受けた人の6割から7割が統一教会を退会し、3割程度が信仰を維持してきた。

自分のハンドバッグを持って、ベランダのガラス戸を開けました。3階のベランダへ抜け出ると、手を伸ばして届くくらいの距離に電信柱がありました。私はベランダの柵をまたいで手を伸ばして電信柱のくいをつかみ、何とか電信柱に乗り移ることができました。電柱のくいをつたって降りましたが、あわてていたため最後はどさっと尻餅をついて道路に落ちてしまいました。アパートはとても飛び降りることのできる高さではなく、もし、足を踏み外して落下すれば、大変なことになっていたと思います。」(訳注：ヨーロッパの数え方では日本の3階は2階と数えるので、英語の原文と数字が一つずれている。)

(10) 被害の訴えと、警察の対応

2000年4月20日、国会議員の桧田仁氏は、当時の田中節夫・警察庁長官、林則清・警察庁刑事局長、古田佑紀・法務省刑事局長らが政府参考人として招致された委員会で、拉致・監禁事件への対応について具体的な質問をした。

桧田議員は警察の対応が消極的であるとして、いくつかの実例を挙げた。その一つは、富澤裕子さんが1997年³⁶に両親や親族を含む20人あまりの一団に拉致され、15カ月間監禁され、脱会説得を受けることを強要された事件だ。当時の鳥取警察署は通報を受けたのに適切な措置を講じなかった。さらに同警察署は2年も経過してから6人の容疑者の起訴に向けての書類を鳥取地方検察庁に送付したが、6人以外の実行犯については実名を挙げられなかった³⁷。しかも検察は起訴しなかった。その後、同事件に関連した民事訴訟で、両親と脱会カウンセラーの一人が敗訴し、少額の損害賠償責任が認められている。

上記の国会質疑で桧田仁議員は、石川美津子さんの拉致に関しても警察の共同責任を厳しく批判し、次のように述べた：

「拉致監禁に警察が関与し、また了解しているという証拠をきょう皆様方に御提示したいと思います。³⁸平成10年5月16日に拉致監禁をした犯罪者は、計画書をつくっております。しかも自筆のものを持っております。そこで、このいろいろな計画書、何月何日どうする、こうすると書いてあるし、また本人が騒いだ

³⁶ 富澤裕子さんに対する1回目の拉致は、26歳だった1994年6月に起きており、彼女は両親に拉致され、80日間監禁された後に脱出した。

³⁷ 富澤裕子さんの父親は退職警官だったので、おそらく他の警察官の協力を得られやすかったと思われる。

³⁸ HRWF 注：日本の文化風土で両親は子供を自分の所有物のように見なしやすい。米本和広氏によれば、児童虐待防止法の必要性は1995年頃まで議論されなかった。子供の権利と家庭内暴力という概念は最近輸入されたもので、一般的な人権概念と同じく、まだ必ずしも社会に受け入れられていない。そのため警察は、成人した子供の拉致を「家族の問題」と見なしやすい。

場合どうするとかということが皆詳細に書いてある。しかも、この書類を、これは昭島警察でございますけれども、平成10年5月16日に行うやり方を、5月14日に、この石川某という者が昭島警察へ事前連絡して了承をもらうような書類をつくっているのです。しかも実際に行っているのです。警察庁長官、こんなことが行われて、警察が承知の上で拉致監禁をしたということがございますが、いかがでしょうか。」（訳注：英訳は内容を簡略化して翻訳しているが、ここでは国会議事録の文章をそのまま転載した）

しかし韓国人を夫に持つ日本人女性が拉致された事件で、警察への働きかけが功を奏しないと見た松田仁議員は、在日韓国大使館に連絡した。事態を重く見た山形県警が監禁場所に急行し、拉致・監禁の被害者を解放した。

2010年5月14日、参議院決算委員会の秋元司委員（自由民主党）は、数名の政府代表者に、棄教目的の拉致と拘束が発生した場合の対応について質問した。警察は拉致実行者である親の側に立つことが多く、拉致・監禁の被害者の訴えがまともに聞かれないことが多い。匿名で「国境なき人権」に証言したA. S. さんのケースでは、それが明らかである：「逃げ出した後、警察に電話をして、結婚に反対する家族から監禁されていた、と話しました。警官は私の父と話した後で、なんと私を叱責・非難するではありませんか。挙句の果てに警察は私を両親に引き渡したのです。おかげで再度脱出できるまで、私はまた監禁されたのです！」

(11) 司法機関の対応

拉致・監禁の被害者が刑事告訴するケースは多くない。理由は、実の両親を相手に法的措置を執るのが忍びないのと、他の被害者たちの経験から拉致・監禁事件に関する司法機関の対応が信頼できないからだ。実際のところ、宗教がらみの拉致・監禁事件で、司法機関は公正な判断をしてこなかった。

拉致を実行した親や脱会カウンセラーを相手取った刑事告訴は、分かっている限り全て検察当局によって不起訴処分とされてきた³⁹。民事訴訟で数件が審理されたにすぎない。

³⁹ 「国境なき人権」が知る限り、1980年から2008年までの間に24件の刑事告訴がなされた。田代光恵、大久保朋子、美馬秀夫は、彼らが監禁された精神病院と、後藤富五郎という脱会カウンセラーを告訴した。その他のケースでは、拉致・監禁の実行犯に対する刑事告訴がなされたが、中には自分の両親は告訴しない者もいた。最近の訴訟に関わった富澤裕子（2000年）、寺田こずえ（2002年）、元木恵美子（2002年）そして後藤徹（2008年）は、本報告書のためにインタビューに応じてくれた。

- 拉致被害者の後藤徹氏は12年間も監禁されて2008年に解放された。同年6月に、同氏は監禁の実行者らを刑事告訴した。翌年12月9日に検察庁は証拠不十分を理由に不起訴処分とした。
- 元木恵美子さんは拉致され、2002年11月13日から25日まで監禁され、警察の力で解放された。同年12月1日に刑事告訴をしたが、検察庁は2004年7月5日に不起訴処分とした。
- 寺田こずえさんは拉致され、2001年10月28日から12月27日まで監禁を受けた。彼女は翌年2月19日に大阪の警察署に刑事告訴したが、2004年9月15日に大阪検察庁は不起訴処分とした。
- 富澤裕子さんは拉致され、1997年6月7日から1998年8月30日まで監禁された。彼女は2000年4月25日に鳥取警察署に刑事告訴したが、同年8月6日に鳥取検察庁によって不起訴処分とされた。
- 今利理絵さんは1997年1月10日に拉致され、2回目の拉致・監禁の被害を受けた。その時、彼女は夫とレストランから出てきたところを、両親親族ら8人に襲われ車に押し込まれた。彼女はその後5カ月間監禁され、棄教したと見なされて解放された。自由回復の直後に彼女は刑事事件として告訴した。横浜地方検察庁は2002年3月26日になって、同事件を不起訴処分とした。その間、理絵さんにご主人（拉致の際に負傷した）は、監禁場所で脱会強要に関与したとして彼女の両親と2人の牧師を相手に民事訴訟を起こしていた（1999年1月6日）。夫妻は複数の損害（給与の逸失利益、負傷など）の賠償金として1500万円を要求するとともに、拉致・監禁を繰り返さないようにとの命令を求めた。2004年1月23日、横浜地方裁判所は請求を棄却した。夫妻は控訴したが、東京高裁は同年8月31日に原判決を支持した。夫妻はさらに最高裁判所に上告したが和解を示唆された。和解調停で実現できたのは、お互いの宗教の自由を尊重する、という約束の1項だけだった。
- 片桐名美子さんは両親に拉致され、2001年から2002年にかけて170日間監禁された。彼女の夫は警察に訴えようとしたが、警察は家族の問題だとして受理を拒否。そこで夫は義理の両親を相手に民事訴訟を起こした。2002年9月3日に裁判上の和解が締結され、両親は陳謝し同様の行動を繰り返さないこと、および娘と義理の息子に200万円を支払うことを約束した。

(12) 拉致被害者の心理的後遺症：PTSD

拉致経験者には「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」を経験する人と経験しない人がいる。

2004年に池本桂子氏⁴⁰と中村雅一氏⁴¹は、『法と精神医学の国際誌』（International Journal of Law and Psychiatry）⁴²に、「宗教からの強制的ディプログラミングと精神衛生：PTSDの事例報告」を発表した。その中で被害者（匿名）⁴³とされたのは、「国境なき人権」が得た情報によればエホバの証人の信者だった。この被害者は32歳の女性で、本人にも家族にも精神病歴はなかった。彼女は家族に拉致され20日間単独で監禁された。彼女が経験した心的外傷後ストレス障害について、こう書かれている。監禁からの解放後に自宅に戻ったが、精神科医に中度から重度の鬱（うつ）状態と診断された。彼女は単独でいることを怖がり、友人宅に3週間滞在した。また自転車に乗るのを怖がり、物音に敏感に反応し、誰かが牧師と同じような話し方をするのに耐えられず、不安と不眠を訴え、夜中に手足を縛られる感覚を覚えた。彼女はまた棄教したことに罪悪感を抱き、一方で両親との関係も回復できずにいる。

良心の呵責⁴⁴

「いったんは信仰を棄てたが、落ち着いてみると、騙されたのは自分の方だったことに気づかされて辛い。解放された際に信仰の仲間を裏切ったことで自分を責めてしまう。」

損なわれる親との関係

「親との関わりについて尋ねると、『親孝行をしたいと思っていた。…その心を踏みにじられた。監禁されていたとき家族が淡々としていたことがショックでした。他人のしたことなら忘れられるが、家族のことは忘れられません。親から籍を抜きたいと思います』と比較的に淡々と語った。しかし、怒りが言葉や表情に現れていた。」

「1年後、セラピストは患者に会った。彼女は、『職場でうまくやっているが、あの事件以来、少し気力がなくなったような気がする。いまでも両親は許せな

⁴⁰ 国立南花巻病院臨床研究所（岩手県花巻市諏訪500，〒025-0033）

⁴¹ 西東京市、カウンセリングサービス協会

⁴² Issue 27(2004), pp 147-155.英語の論文は以下のサイトで閲覧可能：<http://sciencedirect.com>

⁴³ 患者は個人情報秘匿を要求。

⁴⁴ 「宗教からの強制的ディプログラミングと精神衛生：PTSDの事例報告」からの引用。

い。レイプした相手に対するような感情をもっている、あの時のことを思い出すと緊張する』と述べた。両親の側は、彼女に対する監禁と裏切りの深刻な影響に気づき、彼女に謝罪したいと思っている。しかし、彼女は二度と両親には会いたくないと言っている。」

強制下での脱会カウンセリングとPTSDの関係に関する結論部分で、池本・中村両氏は、宗教学者ジェームズ・R・ルイスと社会学教授デビッド・ブロムリーに言及している⁴⁵：

「ブロムリーとルイス（1987）は、強制的に脱会カウンセリングを受けさせられた36人のうち、61%に意識の浮遊や変容状態、47%に悪夢、58%に健忘が生じ、こうした異常は、自発的に脱会カウンセリングを受けた人では発生頻度が低い（41%、N=29）ものの、他者の関与を必要としない自発的脱会者（8~11%、N=89）よりは出現頻度が高いことを示した。脱会カウンセリングはたとえ自発的に受けるものであっても精神衛生上有害であるとするこのような結果は、宗教的信条に関する自律性が損なわれる状況がトラウマとなり、PTSDの原因となる可能性を示唆するものと考えられる。本症例の場合、強制的な脱会カウンセリングの結果一時的に棄教したという事実が、本人なりの道義心をそこなったこともトラウマの一因となった。」

PTSDに見舞われるのは拉致された信者だけではない。ある臨床心理士⁴⁶は「国境なき人権」に対して、拉致を実行した親たちも、脱会説得の成否にかかわらずPTSDに見舞われていると証言した。拉致された側も拉致した側も、事後カウンセリングが必要だと指摘する者もいた。

PTSDの状況については、3名の被害者にインタビューした米本和広氏も確認している。同氏の著書『我らの不快な隣人—統一教会から「救出」されたある女性信者の悲劇』の中で、棄教をもくろんだ両親に拉致され統一教会を去った3人の女性について報告している。彼女たちは「突然、実の親に拉致されアパートに監禁された」。監禁場所で統一教会からの脱会説得を受け、ついに脱会した。

2002年の夏、米本氏は宿谷麻子さん（44）に会ったことについて次のように書いている：

⁴⁵ HRWF 脚注：“The Cult Withdrawal Syndrome: A Case of Misattribution of Cause?” by James R. Lewis and David G. Bromley, *Journal for the Scientific Study of Religion*, Vol. 26, No. 4 (Dec., 1987), pp. 508-522, (article consists of 15 pages). <http://www.jstor.org/pss/1387101> を参照のこと。

⁴⁶塚越克也氏はPTSDを患う被害者の個別相談に携わる前、駒沢女子大学で臨床心理学を教えていた。

「統一教会を脱会してからすでに6年が経過していた。麻子の一日は大半が過覚醒状態だった。『頭が高回転してとまらなくなる』状態で、精神医学では『脳の異常興奮』とされる症状である。アトピー、過覚醒以外にも、抑鬱状態、悪夢、睡眠障害などの症状があり、『毎日がとても苦しいんです』と訴える。

両親とはごくたまに会うが、場の雰囲気が温かなものになると、あとで嘔吐した。険悪な雰囲気になっての吐き気なら理解できるが、逆なのである。」

宿谷さんの主治医（当時、横浜市の「めだかクリニック」勤務医）は次のように米本氏に語っている：「麻子さんの場合は、長期に持続・反復する外傷体験（心が傷つく衝撃的な体験）によってもたらされる、より重度の複雑性PTSDだと考えます。」

「国境なき人権」がインタビューした被害者の一人S. N. さん⁴⁷は匿名ながら、1993年からPTSDを患ってきたことを証言した：

「しばしば鬱陶（うっとう）しくなったり眠れなくなりました。何かに集中することが難しくなりました。親があのようなこと（拉致・監禁）を子供にできるということが理解できませんでした。両親は私の婚約者に会おうともせず、2人の孫の顔を見ようともしないのです。仲直りしたいとは思いますが、まずもって、私への仕打ちに対して申し訳なかったと言ってもらいたいのです。20年近く経っても私の傷は癒えていません。」

(13) 家族関係の後遺症

親が子供を拉致し監禁したのは愛情の故であったのは間違いないが、その結果、矛盾した事態や想定外の事態も起きている。

富澤裕子さんが1994年に最初の拉致をされた時、彼女は自殺覚悟の断食をして監禁に抗議をしたが、父親も負けておらず一緒に断食を続けた⁴⁸。

親たちの目標は成人に達した子供を目の前の危険から救うことなのだが、その企てでもたらされるのは痛ましいほどの親子の断絶だ。親の中には資産の大半を失った者もいるし、二度と戻らない時間や健康をなくした人もいる。まして子供が信仰を棄てない決意を固めれば、彼らは完全に親許を離れるだろう。

⁴⁷ S. N. さんはカトリックの家庭に生まれ、カトリックの学校で教育を受けた。叔母は修道女だった。彼に脱会カウンセリングをしたのはルター派の牧師で、家族が通うカトリック教会が紹介した。

⁴⁸ 脚注35を参照のこと。

(連絡を取り合う密度や頻度はさまざまだが) 家族関係が回復されるケースもある。しかし子供の側が深い恨みに苛(さいな)まれることもあり、拉致を恐れるあまり家族から離れる子供もいる。親の中には自分たちのしたことを悔やむ者もいる一方、全く呵責(かしゃく)を感じない親もいる。「許してしまいたいのだが、なかなか難しい。状況を打開できるのは信仰の力だけです」と、ある被害者は述懐した。

親も子供も脱会カウンセラーが喧伝してきた「解決策」の被害者である。その被害とは、家族関係の痛ましい決裂、双方の反目、肉体的心理的な健康の被害、鬱積(うっせき)した不満、仕事や収入の喪失などさまざまだ。

神戸地裁平成6年1732号事件に際して、統一教会側弁護士が高澤牧師に質問した：

問：子どもは命がけで信仰してるんだから、救出するために親も命がけでという指導はされているんでしょうか。

答：はい。それは、私、申し上げます。

問：それから、子どもを救出するためには仕事をやめる覚悟も必要という指導もされてるんですか。

答：時によっては、悲しいことですが、そういうことになる場合がございますね。

問：時によってはじゃなしに、まあ何か月もかかりそうだというのであれば、もう常にそういう必要があるということですね。

答：それは親御さんのほうが、やはり仕事よりも子どもの命が大切だというふうに、皆さん捉えられますので、こちらがことさら申し上げなくても、自然と親のほうが、真剣な目で判断をなさっていく、こういうことが現状ですが。

米本和広氏に被害者の母親、樹村トミコさんが述懐したところによれば、息子が統一教会をやめてくれたのはありがたいが、そのために取った手段については後悔しているということだ。

匿名を条件に、環境科学の博士号を持ち著名な機関で働く被害者は、「国境なき人権」に以下のように証言した：

「脱出して数日後に、私は父に会いました。その父の様子は、監禁部屋にいたときから激変していました。父は、不信に満ちた虚ろな目つきをしていて見かけが恐ろしく、少し頬がこけ、無精ひげの生えた老けた顔つきでした。歩くのがおぼつかず、背をかがめた姿勢で、手も震えるような様子で、まるで痴呆老人のような雰囲気でした。私は涙目で父の手を握りながらも、少し父と口論となりました

が、母が私と父を引き離しました。あきらかに、私の家族もまた精神的・肉体的ダメージを受けていました。結局、家族全体が拉致・監禁という悪意に満ちた犯罪の犠牲者になったのです。それは家族を救うはずでしたが、逆に破壊しました。私の監禁は短期間でしたが、その影響は長く続くでしょう。」

エホバの証人の信者 Y. K. さんは「国境なき人権」にこう語った：「親のことを思うと可愛そうです。両親は私だけでなく、私と同じ信仰を持つ2人の兄弟とも連絡できなくなりました。私としては親に会いたいですが、また拉致されるかも知れず怖いのです。私たちは皆、親に問題解決を約束したあの牧師の犠牲者です。」
親子関係の修復が難しければ、中立的な仲裁者による助けが有益だと提案する者もいる。

拉致された若い男女が新宗教の信心を棄ててしまうケースも少なくない。その後、特定の宗教に属さず幸せな人生を送っている人でも、親たちが駆使した脱会手段を不愉快に感じている。「信仰を棄てた人たちについて、脱会カウンセラーはキリスト教への改宗を期待していたようです。でも私はキリスト教徒にならなかったわ!」と、こよみさんは「国境なき人権」に言い切った。

後藤徹さん：失われた12年は何のためか？

後藤徹氏は1963年、裕福な家庭に生まれた。家族は特に宗教的ではなかったが、社会慣習として仏事や神社行事に参加する家だった。後藤氏の人生の12年間は悪夢になるとは誰も予想しなかった。父親が社会的に高い地位にいて経済的に豊かだったせいで、後藤氏の悲劇が異常なほど長期化してしまったのかも知れない。実際、彼の父は製紙工場の工場長代理として千人以上の従業員を管理していた。父親は命令を与え、問答無用で従わせることに慣れた権威主義的な人物だった。徹氏は父親を尊敬していたが、互いに親近感をもっていたわけではなかった。

兄の隆、妹の雅子と徹本人への脱会工作

徹氏が23歳、日本大学工学部建築学科に学んでいた時、兄の隆を通じて統一教会に出会った。彼らの妹の雅子も、後に教会に入った。ところが1987年の春、兄が突然姿を消し、再び姿を現した時は別人のようだった。兄はプロテスタントになっていただけでなく、反統一教会活動に熱心だった。一体何が起こったのか。両親は3人の子供が妙な信心を持つことを憂え、統一教会から引き離そうとしていた。そこで両親は元信者の親たちで作った「水茎会」（みずくきかい）と連絡を取っていたが、その幹事役が宮村峻だった。宮村は広告代理店の社長で、宗教的な動機・背景のない脱会カウンセラーだった。「水茎会」の親たちは、かつて後藤徹氏の両親と同じ心配を抱えていたが、子らを拉致・監禁して反統一教会活動家の手により再教育をしてもらい脱会させるのに成功した。そのために若い信者の親たちが引き寄せられていた。

1987年の秋、後藤氏が24歳の時、父親から東京のホテルの一室で話をしようと呼び出された。驚いたことに母も兄もそのホテルで待っていて、激しい言い合いになった。徹氏は抜け出そうとしたが、ドアは特殊装置で閉め切られ、逃げ出すのは無理であった。憤慨した徹氏は兄や両親とつかみ合いになったが、結局、3対1では勝ち目がなかった。徹氏は結局このホテルの部屋に監禁され、その間、毎日のように宮村峻が統一教会元信者を数人連れてきて徹氏に棄教を迫った。その後、東京都杉並区荻窪のマンションに移された。逃げる術のないことを悟り、徹氏は信仰を断念する振りをして解放を待ったが無駄だった。それでも後日、彼は脱出した。

再び拉致されるのを恐れ、徹氏は働いていた大成建設を辞め、名前も居所も変え、教会活動に専念することに決めた。

その1年後に、妹の雅子さんも統一教会を脱会した。1990年に徹氏は家族と連絡を持つようになり、しばしば実家を訪問するまでになった。家族が再び拉致を行わないと約束してくれたからだ。

1992年8月、徹氏は韓国ソウル市で举行された3万双国際合同祝福結婚式に、婚約者の曾我由紀子さんと一緒に参加した。しかし婚約者の親は後日、彼女を脱会させた。

1995年頃、徹氏の兄は星野洋子さんという、宮村と松永堡智牧師（日本同盟基督教団・新津福音キリスト教会）によって棄教させられた元統一教会信者の女性と結婚した。

一方、徹氏は1995年8月に36万双国際合同祝福結婚式に、新たな婚約者・斉藤和子さんと参加した。

後藤徹氏への二度目の棄教工作

最初の拉致監禁から8年が経過した1995年9月11日の夜、徹氏は西東京市にある実家を訪ねた際、両親、兄と見知らぬ男性に力づくでバンの車両に押し込まれた。このとき彼が実家を訪ねた目的は、後藤氏の宗教について「家族の話し合い」をするためであったと家族側は主張している。2時間ほど話し合った末に、徹氏は拘束され、新潟県にある一室に連行され（パレスマンション多門607号）、1995年9月12日から1997年6月22日までそこでの生活を余儀なくされた。徹氏の記憶によれば、監禁場所は厳重に閉ざされ、全ての窓と玄関ドアは内側から鍵をかけられていた。彼には外出用の鍵は渡されなかった。両親、妹、兄嫁らが常に周りを固め、信仰を棄てるよう圧力をかけ続けた。松永牧師もしばしば訪れては統一教会からの脱会説得を行った。

1995年の終わりごろ、後藤氏は脱会を表明したが、両親も牧師も信用せず監禁を続けた。翌年3月に父が入院したが、その後パレスマンション多門に戻ることはなかった。母親は死に向かう夫の看病に忙殺され、徹氏は兄嫁の監視下で生活した。父はガンが原因で1997年6月22日、65歳を一期として他界した。徹氏は西東京市の実家に連行され父の遺体と対面した。そのような折でも8人に「同行され」、逃亡のチャンスは全くなかった。父親が亡くなった直後、徹氏は東京のアパート（荻窪プレイス605号）に移された。そこでも鍵を与えられず、6カ月間監禁された。

1997年の年の瀬に徹氏は荻窪フラワーホーム804号室に連れて行かれ、そこで約10年間監禁された⁴⁹。婚約者は3年間も徹氏を探したが、ついに再会を断念した。

⁴⁹ 美山きよみさんは二度拉致され、それぞれ6カ月間と29カ月間監禁された。彼女は現在、韓国で暮らしている。彼女が「国境なき人権」に対してソウルで語ったところでは、美山さんが棄教を宣言した

宮村峻による棄教の強要

1998年1月から9月まで、宮村峻は統一教会元信者らを804号室に連れてきて、徹氏に棄教を強要した。徹氏自身の記録によれば、宮村は9月までに73回もマンションを訪れた。宮村はこうつぶいていたという：「貴様を監禁しているのは俺じゃないぞ、お前の家族だ。外に出たいなら家族に訴えるんだな！」。つまり脱会カウンセラーとして、後藤氏の自由が奪われていたことは百も承知だった。実兄も妹も威嚇的に語ったという：「あなたが変わらないなら、一生ここで暮らすことになる！」

美山きよみさんは一時期、脱会説得をする側で協力したことがある。当時の後藤徹氏の状況を、「国境なき人権」に次のように証言した：「私も以前、同じフラワーホームの別の部屋に監禁されました。1998年にそのマンションの804号室を訪れると、後藤さんが監禁されていました。元信者の方がドアをノックすると、後藤さんのご家族が重い錠を外して私たちを中に入れてくれました。そしてすぐに内側から錠をかけました。宮村が批判の言葉を浴びせ続ける間、後藤さんは終始うなだれていました。私たちが部屋を出ようとする時、後藤さんのご家族が玄関の錠を開けてくれ、外に出るやいなや再び錠を掛けました。後藤さんを見たのは、その時だけでした。定かではありませんが、大体20分から30分の間だったと思います。その部屋に入った時、宮村と他の方々は後藤さんに語りかけていましたが、宮村は私のことを、『この人は、あんたの大学の後輩だ。初めのうちは彼女も口を開かなかったが、今では我々の仲間だ！』などと紹介しました。

後藤さんは下を向いていました。説得の最中は張りつめていましたので、私までひどくストレスを覚えました。目を伏せた後藤さんの姿を見て、本当に気の毒に思いました。私は後藤さんに何も語れませんでした。宮村の脱会説得の手助けになるような言葉も一切言いたくありませんでした。

その部屋にいた後藤さんは身動きひとつせず、下を向いていました。宮村らは後藤さんが脱会説得に対して全く反応しなかったため、大学の後輩である私が顔を出せば、少しは先輩風を吹かせるとでももくろんだのでしょう。それと暗に、『お前より激しく抵抗したこの女性も、結局、我々の話を受け入れて統一教会を離れたんだ！』と後藤さんを揺さぶろうとしたのでしょう。」

後、1998年に宮村は、美山さんに半強制的な形で後藤徹氏を訪ねさせ脱会説得をさせた。美山さんは後日、統一教会に戻った。

時が経つにつれ後藤氏は絶望的になって、玄関に向かって突進して逃げようとしましたが、家族に制止されるばかりであった。彼はしばしば「警察を呼べ！」とか「弁護士を立てて訴えてやる！」と叫んだ。そんな時には家族の方も徹氏を布団巻きにして口を塞いだりしたので、ある時は呼吸困難に陥り窒息寸前まで行った。何度かの逃亡の試みはすべて失敗し、監視が厳しくなるだけであった。

2004年から2006年までに、後藤氏は三度、ハンガーストライキをした。21日間のハンガーストライキを二度、30日間のハンガーストライキを一度断行したが、家族は「信仰上の断食だ」と黙殺した。

12年5カ月後に回復できた自由

2007年11月頃、後藤氏の家族は監禁に伴う経済的負担が重くなってきたようで、監禁を継続するか否か話し合うようになったようだ。東京でマンションを借りるのには月15-20万円を要するからだ。

2008年2月10日午後4時頃、徹氏の兄、兄嫁、母親そして妹が突然、徹氏にマンションから出ていくよう命じた。当時、徹氏の肉体は非常に弱っていたが、室内着を着ただけで、玄関前のコンクリート廊下に投げ出され、私物も身分証の類も渡されなかった。

後藤氏は統一教会本部に行こうとして、近くの警察署でお金を借りようとした。だが事情をうまく説明できず追い返されてしまった。本当に幸いなことに、道ばたで統一教会信者に出くわし、小銭を借りてタクシーで教会本部に到着できたのだ。

その夜、後藤氏は「栄養失調」と診断され、緊急入院することとなった。しばらくの間は立ち上がるのにさえ不自由した。

「家族の仕打ちを決して許せません。人間の尊厳を奪い、私の人生の一番大切な時期を奪ったんです。しかも家族も宮村も反省どころか謝罪の言葉もありません。宮村に至っては、荻窪フラワーホームの玄関ドアが南京錠で締まっていたことを全く知らなかった、などと言い逃れする始末です。」

法的な闘い

2008年4月、後藤徹氏は巣鴨警察署長宛に刑事告訴状を送付した。

2008年6月、後藤氏の監禁に関わった人たちを正式に刑事告訴した。

2009年12月9日、検察は刑事告訴について「証拠不十分」を理由に不起訴処分とした。

2010年6月23日、後藤徹氏は刑事訴訟手続きの再開を期待して、東京検察審査会⁵⁰に審査請求を行った。

2010年10月6日、後藤氏からの請求について東京検察審査会は、本件が強制、逮捕、監禁、傷害のケースなのか否かを判断するには疑問が多い、との理由で不起訴相当との決定を下した。

東京第四検察審査会の決定の要旨によれば、「隆の友人3人が来たが、統一教会からの奪還防止のために手伝ってもらったものであり、逃走防止のためではない。」

この表現から察するに、後藤氏の家族が彼のことを単なるモノであるかのように見ていて、徹氏自身の信仰を持つ自由などは認めていなかった事実、また同氏の家族が彼を、統一教会から守るとか統一教会から奪還されるのを防ぐとかいった口実のもと、まるで個人的意思を持ち合わせない人であるかのごとく、本人の承諾も得ずに転々と監禁場所を変え、精神障害者のように扱った事実を、検察審査会も理解していたことが分かる。

しかし後藤氏本人は統一教会による奪還から守ってほしいなど一言も頼んではない。むしろ違法監禁から解放された直後、同氏はその足で統一教会に向かい、助けを求めたのである。後藤氏は現在、統一教会の活動的メンバーの一人として、拉致監禁・強制棄教の非道を国際的な舞台で訴え続けている。

2011年1月31日に後藤氏は、家族と脱会カウンセラーに対する民事訴訟を起こした。

後藤氏は「全国拉致監禁・強制改宗被害者の会」を設立した⁵¹。同氏のリーダーシップで、同会は反カルト活動家との対話を求め、彼らの活動がいかなる被害をもたらしているかを啓蒙する努力を続けている。

⁵⁰ 検察審査会は非公開で、参加者の氏名も明かされない。後藤徹氏のケースで開かれた審査会は、東京都の有権者から抽選で選ばれた11名の一般市民で構成された。この制度は米国の大陪審制度に似ている。起訴にもちこむには、同審査会で11名のうち8名以上が「起訴相当」と判断しなければならない。東京第四検察審査会「議決書」は、裁判所の判決と同じような体裁で書かれている。

⁵¹ 「被害者の会」は2010年1月8日に設立、約500名の会員がいる。その目的は、1) 拉致、監禁、ディプロミングをなくす、2) これらの実行犯を起訴にもちこむ、3) 被害者のケアをしつつ、日本と世界にこの問題の存在を知らしめる、の3点だ。日本語と英語のウェブサイト：

<http://kidnapping.jp>

後藤徹氏の例に見る親子関係の文化論

心理学者の石崎淳一氏⁵²は「国境なき人権」に対して、家族による拉致・監禁という現象を分かりやすくするため、日本の親子関係の文化的背景を説明してくれた。

「後藤さんの親自身は、警察や検察の目から見てそれほど特別に悪い人物ではなかったかもしれない。むしろ、だからこそ『よい親子』である後藤さんの親と兄妹たちにとっては、その自分たちの『よい』家族関係に合わせず、『言うことをきかない』問題児の後藤さんに対する強い怒りや憎しみが生じたのだらうと思われる。

しかし、それにしても後藤さんの親は、なぜ成人した子供を監禁し、暴力を振るってまで自分の思い通りにしようとしたのであろうか？ まさにここに日本の家族の特質が関係していると思われるのである。その根本にあるのは、家族成員の一人ひとりが独立した人格としての十分な（心理的）地位を持っていないということである。

いわば日本の家族は全体として共依存的なまとまりを持っているが、家族成員の心理的な独立性が低く、もし誰かが独自の思想や信仰のような内面的価値において独立性を高めると、残りの成員の心理的アイデンティティを強く脅かすことになるのである。お互いの独立性を保持したまま家族としてまとまって機能することに慣れていないのである。その『一体感』の拘束力は無意識である分、強力である。

このような独立した人格と基本的人権を認めない文化は、もし全体と異なる個人が現れた場合は、これを激しく排斥し、その個人の自由すらも奪って全体の意思に従わせようとする『村八分』文化なのであって、全体主義といってよい。そして、家族においては、本来は保護者として子供の人権を擁護すべき立場の親が、逆に不当な支配者と化してその人権を蹂躪（じゅうりん）することになるのである。しかも、『これは躰（しつけ）である』と言って児童虐待している親が虐待の事実を否認するように、そうした自分の行為の意味を親自身が十分に自覚しておらず、『家族の問題』であり『家族の話し合い』であると見なしている可能性がある。」

⁵² 石崎淳一博士は神戸学院大学の教授で臨床心理士。

強制棄教を目的とした拉致と拘束、国際法の立場

パトリシア・デュバル氏、弁護士、パリ（フランス）

I. 国際法での枠組み

1956年に国連に加盟した日本に対して、非常に温かく広範な支持が寄せられた。敗戦国日本にとって国連は、平和な世界秩序に組み込まれる希望そのものだった。国連に加盟することによって、日本は国連が認めた国際的人権規準と責任、中でも1948年12月に国連総会決議217A号として採択された「世界人権宣言」に明言された人権原則を遵守すると誓約したことになる。

「世界人権宣言」は、その目的について非常に明確に表現している：

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

「世界人権宣言」の第18条では次のように記している：

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

しかしながら「世界人権宣言」は拘束力を有する法律文書ではない。人権が世界の個人から国の有り様までを実質的に形作る法的力を持つようになるには、単なる政治宣言以上のものが必要だ。そのため「世界人権宣言」の中身を、具体的かつ実際的な国際条約として法的体裁を備えなければならなかった。

1966年12月16日に国連総会は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPRまたは単に「規約」と呼ぶ）」を採択し、調印国はこの法律文書による国際的な人権保護を義務づけられることになった。同総会では同じ日に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」も採択した。「世界人権宣言」とともに、これらの文書は「国際人権規約」と総称される。日本はこれらの諸規約に調印し、1979年6月21日に批准した。

「規約」第2条1項で、各国は領域内の司法権の範囲で、全ての個人に宗教を含む一切の差別をせず、「規約」が認定する諸権利を尊重し保障することを約束した。

「規約」第18条1項では、良心と宗教の自由について、次のように保障している：

すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

しかし本報告書のテーマにより関連があるのは第18条2項の次の文言だ。

何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

このような規範の下で日本国民は、宗教や信念を自ら選択する自由があり、日本政府は国民がこうした自由を損なうような強制力を被ることがないように保障しなければならない。民間当事者によって強制力が行使された場合にも、この規範が適用される。

第18条3項の下で国家は、以下の内容を保障しなければならない：

- (a) この中で認められた権利や自由が侵害された何びとでも、有効な救済を受けべきであり、その侵害が公的立場を有する人物によってなされた場合でも同様だ。
- (b) そのような救済を求めた何びとでも、適切な資格を有する司法、行政または立法の当局者、または国家の司法制度で委任した適格な当局者によって決められた、司法上の救済を施すための権利を賦与されるべきである。
- (c) 救済が与えられる場合は、適切な資格を有する当局者に然るべき救済を実施させなければならない。

従って日本政府は、例えば民間の当事者が特定宗派の信者に対して信仰を棄てさせる圧力をかける等の強要行為を禁止しなければならない。そうした強要行為があれば、然るべき救済措置が講じられるようにする責任が当局者にはある。

「規約」の諸規定を確実に実施するため、「規約」第28条に則って「人権委員会」が設置され、国を代表する人権分野の専門家等によって構成された。人権委員会は「規約」に明示された諸権利の実現を託された国際レベルの中心機関であった。

同委員会は「総評(General Comments)」をまとめながら、新たな活動の地平を開いてきた。「総評」によって「規約」諸規定の範囲と意義を説明し、実施段階で生じる一般的な問題を明らかにし整理してきた。

「総評22号」では「規約」が保障した良心の自由に関する権利の範囲と意義を説明している。それは新宗教や弱小の教団も、伝統的宗教と同じ土俵で保護を受けるべきことを明らかにしている。

2. 第18条では、一神教や非一神教の信仰や無神論、および特定の宗教や信念を持つこと、および持たないことの権利を保障している。「信念」や「宗教」という用語は広義に解釈されるべきだ。第18条は伝統的宗教にだけ適用されるのではなく、それらに類似した組織や実践をする宗教や信念にも適用される。そこで同委員会は宗教や信念の如何を問わず、いかなる理由、例えば創設されたばかりの宗教だとか、弱小教団でありながら有力教団にとって厄介な存在であるとか、諸事情があっても、それらを差別することに対して監視している。

従って伝統的宗教の信徒が敵意を露わにした場合、例えばプロテスタント教会の牧師が弱小教団を標的にするような場合、日本政府は「規約」第18条を援用して、そうした弱小教団の信者の権利が尊重されるようにしなければならない。

人権委員会は「総評22号」の中で、さらに以下のように説明している：

5. 宗教や信念を保持し実践する自由は、宗教や信念を選択する自由に含蓄されており、それには現在の宗教や信念を別のものと替えたり、無神論的な見解を持ったりする権利や、個人の宗教や信念を保持する権利を含んでいる。18条2項は、宗教や信念を持つ、あるいは選択する権利を損なわせるような強要を禁止しているが、それには物理的力による威嚇や、刑罰を用いて信仰者または非信仰者を特定の宗教や集団に帰属させようとすることや、宗教や信念を棄てさせたり改宗させたりすることを含む。

従って「規約」が保障する諸権利は非常に明確だ。すなわち第18条は、個人の宗教や信念を保持する権利を保護しており、日本政府はこの権利を現実化しなければならず、それは有力な教団や成人信者の親たちから敵意や懸念を持たれているような信仰であったとしても保障されなければならない。

新宗教や弱小教団の信者に、その信仰を棄てさせ、伝統的宗教に改宗するよう強要すること、例えば物理的拘束や強制的「ディプログラミング」などは、「規約」に照らせば違法である。

「規約」を確実に実施するため、「議定書（第一選択議定書）」が採択され、人権委員会が「規約」で規定されたいずれの権利に関しても、侵害されたと訴える個人から（国内で他の救済措置が見当たらない場合に）連絡を受理できるようにした。この議定書への調印は任意で、日本は調印も批准もしていない。

しかし国連システムのもう一つの人権機関である「人権理事会」は、47カ国で構成された政府間機関だ。世界の人権の促進・保護を強化する責任を担って2006年3月15日の国連総会で設立され、（前身の人権委員会に代わり）人権侵害の状況を報告し勧告を提出することを主要な目的にしている。

2007年に同理事会は、新たに「普遍的定期的レビュー（UPR）」メカニズムを制定し、国連加盟の192カ国全ての人権状況を審査することにした。同メカニズムの下で、全ての国連加盟国は4年ごとに審査を受ける。換言すれば毎年48カ国が審査の対象になる。

審査の基礎文書としては次のようなものがある。1）被審査国提出報告書で、「国家」を作成名義人とする形式を採ることのできるもの、2）特定の国の状況または世界全般に関わる問題について扱うため人権委員会から委任を受けた、国家から独立した人権専門家及び団体の報告書、人権条約上の機関からの報告書、及びその他の国連機構の報告書、3）上記以外の関係者、例えば非政府機関や各国の人権機関からの報告書。

このように非政府機関は、日本での宗教の自由の問題がUPRで取り上げられるよう、人権理事会に報告書を提出できるし、その義務がある。日本に関する次回のUPRは2012年に始まる⁵³。

人権理事会はまた、新たな苦情受付手順を設定して個人にも開放し、「世界の至る所で、いかなる状況下でも、執拗なあらゆる人権侵害について、総じて信用ができ確証が可能な形で報告できるようにした。」

しかし人権理事会は、前身の人権委員会と同様に政府間機関なので、「総じて信用ができ確証が可能な」人権侵害に関しては、最近シリアに関して採択された文書のように、政治的な判断がなされやすい。人権委員会の方は専門家の委員から構成されていたので、そこでの意見は独立性が高かった。

⁵³ 取るべき手順と日程については以下を参照：<http://www.ohchr.org/en/hrbodies/upr/pages/NgosNhris.aspx>

2008年5月に実施された日本を対象にした初めてのUPRで、日本の宗教の自由侵害について提起されることはなかった。しかし人権理事会は以下の内容を最初の勧告としてまとめ、日本はその徹底を受け入れた。

日本は以下の人権条約を締結することを検討する：

-市民的及び政治的権利に関する国際規約に関連した第一選択議定書

2011年3月の「中間進捗報告」の中で、日本は次のように示唆した：

「市民的及び政治的権利に関する国際規約に関連した第一選択議定書」に記載されている個人の報告手続きに関して、・・・日本政府は2010年4月に外務省に人権条約施行部門を設置し、当該手続きを受け入れるか否か真剣に検討しているところだ。具体的には、上記の報告手続きを受け入れた場合に、個人の連絡手続きを実施するシステムと、日本の司法制度や立法手続きとの間に齟齬（そご）がないか検討が必要だ。

つまり日本は「第一選択議定書」を採択するよう、国連から圧力を掛けられている。この議定書によって、例えば日本国内での救済措置が期待できない場合は、個人の訴えを人権委員会が取り扱えるようになる。

弱小教団の信者に対する拉致・強制棄教の事件について、日本の裁判所は「規約」の規定を適用する義務があるのだから、日本国民は自らの権利が行使されるよう司法の場で闘い続ける必要がある。

親の心配を正当化する議論のように、同様の障害が立ちはだかつてはいるものの、国際的人権規約に比較的忠実な国々では前向きな判例が得られている。

II. 関連した判例法

拉致と強制棄教は最初米国で見られた現象で、1970年代と80年代にいわゆる「ディプログラミング」の事件が多数起きた。

目下の日本のように、当初、米国の裁判官はそうした行為に対して制裁措置をとらなかった。その理由は、そうした行動が親たちによって始められ、親たちは「正当な」心配と言われていたものに基づいて、ディプログラマーの関与を求めたとされていたからである。

A) 米国

以下に述べる数例は、こうした事件に関する法律論の変化を示している。最終的に裁判所は、強制棄教のための拉致という行為が、保護されるべき宗教の自由に抵触し、刑法にも違反すると結論づけたのだ。

スーザン・ピータソン事件

1976年に「真の道 (*The Way Ministry*) 」という宗教団体に入っていた21歳の女性、スーザン・ピータソンさんは両親と2人のディプログラマーによって拘束された。その1週間後、ディプログラマーの1人は、もし彼女が非協力的な態度をとり続ければ、彼女を公立障害者施設に送り込む書類が準備されていると脅した。

2週間後に彼女は脱出に成功し、民事訴訟を起こした。1978年2月17日に下された判決はスーザンさんの訴えを認め、ディプログラマーはそれぞれ6000ドルと4000ドルの損害賠償を支払うよう命じられた。

ところが被告側は控訴し、ミネソタ州最高裁判所は次のような判断を示した：「両親やその代理人が、成人した子供の判断能力に問題があると信じて、その子供を宗教または似非宗教と見て差し支えないようなカルト団体から救出しようとして、しかも子供がある段階で、問題とされている行為を受け入れる姿勢を示したなら、子供の移動を制約することは不法監禁と見なすほどに重大な個人の自由の剥奪には当たらない。」

この判例は米国全国で反カルト運動がディプログラミングを正当化する根拠として使われることになった。しかしミネソタ州裁判所が採用した法理論は、その後ミネソタ連邦裁判所が次に挙げるウィリアム・エイラーズ事件で示した判決で覆された。

ウィリアム・エイラーズ事件

1982年8月16日、24歳のウィリアム・エイラーズ氏と、妊娠中の妻サンディ(22歳)は、「主イエス・キリストの使徒 (*The Disciples of the Lord Jesus Christ*) 」というカルトに関わっているとの理由で、サンディさんが妊婦診療を受けて診療所を後にしたところを拉致された。彼女の両親は自ら費用を負担して、ディプログラマーの一団を空路、テキサス、カリフォルニア、ペンシルバニア、アイオワ、オハイオなど米国各地から集めた。

エイラーズ氏はディプログラマーらに対して民事訴訟を起こした。被告らは「憲法が保障する言論の自由の権利を行使しただけだ」と主張した。ディプログラマーらはまた、両親の代理人として何ら責任を問われなかったピーターソン事件の判決があるので、彼

らが責められる謂（い）われはないと言い張った。ディプログラマーにとってピーターソン判例は、ミネソタに隠れ場を提供したようなものだった。

しかしエイラーズ裁判の判決に当たって、連邦地方裁判所のハリー・マックローリン判事は、エイラーズ氏を不法監禁したという主張について、被告一人一人に対して敗訴判決を下した。判決説明の中でマックローリン判事は次のように言及した：

「原告が実際に監禁されていたことに疑問の余地はない。ミネソタ州最高裁判所の判決（*Peterson v. Sorlien*, 299 N.W.2d 123, 129 (Minn. 1980)）に準拠して、原告が被告らの行為に同意していた証拠があるので監禁は事実上なかったと被告らは主張した。ところが少なくとも監禁4日目まで、原告は逃亡の機会をうかがうために同調したように振る舞っただけだと証言した。原告が同調しているように見えたからと言って、不法監禁を正当化できるものではない。誰も同様の状況では、監禁者への恐れから、あるいは脱出の手段として同調を装うはずだ。その状況を考慮すると、他の多くの公的機関と同じく当法廷は、原告が同調したように見えるのは不法監禁行為を正当化する理屈にはならないと判断する。（一部省略）当法廷は従って、法律上、原告が不法監禁を主張できる必要条件を示したものと見なす。」

被告らを取り得たであろういくつかの選択肢を示唆した後で、マックローリン判事は、実際に心理的な助けが必要だったとすれば、と語り、次のように指摘した：

「被告らが原告を拘束していた5日半の間に、これらの選択肢のどれをも採用しないばかりか、それらを一顧だにしなかった。（最初の5日間は営業日だった。）むしろ被告らは原告を遠方に隔離し、窓に板を打ち付け、原告が連絡を取れない状態にして、原告に対して被告らの独自で露骨な『治療術』を施した。その手法については被告側の専門家証人でさえも難色を示したものだ。警察が原告を捜索していたことを承知していた被告らは、意図的に原告の居場所を警察の目から隠した。」

このようにエイラーズ事件でのマックローリン判事の見解によって、ピーターソン事件でのディプログラマー弁護の論理は無効になった。ウィリアム・エイラーズ氏は損害賠償として1万ドルを受け取り、さらに彼の家族や他の関係者と5万ドルの和解に応じた。

トーマス・ワード事件

1975年11月24日、トーマス・ワード氏は感謝祭休暇のためバージニアにある家族を訪ねたが、空港で拉致され監禁場所に連れて行かれた。そこでディプログラマーらは同氏を拘束し、脅迫したり、眠らせなかったりした。

米国連邦地方裁判所は「原告の両親が息子の幸せを思っていたことなので、訴訟を提起する上で必須の差別的な集団的偏見は存在しなかった」と判断した。しかし第四巡回区控訴審は次のような認定をして原判決を覆した (*Ward v. Connor*, 654 F.2d 45 (4th Cir. 1981)) :

「そうした親たちの心配というものを裁判所が配慮すべきか否かは議論しないが、訴状で言及しているように、被告らは単に原告の宗教的信念が受け入れられなかったというのみならず、統一教会信者に対する敵愾心をも動機とした行為に出ている。我々の意見では、これは法の下での訴訟に堪える十分な差別があったことを示している。」

ブリッタ・アドルフソン事件

「コロラド州民」対「デニス・ウェランとロバート・ブランディベリ」のケースでは、ブリッタ・アドルフソンさんのスウェーデン人の両親が雇い入れた2人のプロのディプログラマーが、第一審裁判で「悪の選択」(訳注:より大きな悪を防ぐために小さな悪を選択すること)論を駆使し、彼らは犯罪的な謀議と拉致について有罪ではないと主張した。この弁護の基本は、被告らが主張するように、被害者は入信した宗教団体から「洗脳され」、従って彼女の宗教的信仰には「自由意思」が発揮されていなかった、というものだ。

全米キリスト教協議会は「法廷助言書」を提出し、弁護側が提起している拉致・監禁の必要性の理屈は、ミネソタ州でのエイラーズ事件で用いられたのと同じ弁護論だと指摘した。同助言書は、エイラーズ事件を扱った裁判所は、被告らが他の合法的手段を駆使しなかったと述べているため、エイラーズ事件を引用することによって、「悪の選択」が必要だったとする弁護論を有効に排除できる、と指摘した。

コロラド控訴審は全米キリスト教協議会が「法廷助言書」で展開した主張を採用して、「悪の選択」論による弁護を排除すると決定した。(*People of the State of Colorado v. Robert Brandyberry and Dennis Whelan*, No. 88-1741, slip op. at 11 (Colo. Ct. App. Nov. 23, 1990)).

ジェーソン・スコット事件

1995年10月3日の判決で米国ワシントン西部地方裁判所は、原告ジェーソン・スコット氏が3人のディプログラマーによって拉致されたことは、スコット氏の公民権を侵害するものだと判断した。陪審員たちは、スコット氏の損害賠償として87万5千ドルを認め、さらに懲罰的賠償金として、3人のディプログラマーに対して300万ドル、

そして反カルト団体のCAN（Cult Awareness Network）に対して100万ドルの合計400万ドルを支払うよう命じた。

筆頭格のディプログラマー（ロス氏）とCANは再審を請求し、損害賠償金の減額を求めた。裁判所は以下の理由で請求を棄却した：

「ロス氏は損害賠償金と懲罰的賠償金の両方の金額について抗議をした。ロス氏の主張は要するに、損害賠償の金額を支持する十分な証拠がないこと、懲罰的賠償金の額は不当であること、そして陪審員たちは感情的になって金額を決めたことだという。

スコット氏の家庭生活が破壊されたとする多くの証言があったことと、ディプログラミング後の本人の肉体的感情的事情を考慮すれば、提出された証拠は再審や損害賠償金減額を正当化しないと裁判所は判断した。この際も多くの人証人がスコット氏の被害状況について証言した。

懲罰的賠償についてロス氏は、その金額が大きすぎると主張した。特にロス氏は、損害賠償が被害の内容と釣り合わないし、自分が将来の行動を改めることにもつながらないと主張した。裁判所は同意しなかった。裁判所の結論は、被害者が受けた損害とロス氏の行動との間には十分な関連があるのみならず、陪審員たちが裁定した懲罰的賠償を妥当とするというものだ。上記のように証拠は多額の損害賠償を支持した。さらにロス氏は、スコット氏拉致計画に積極的に加わり、同氏を手錠やダクトテープで縛り、強制的に留置して、同氏の宗教的信仰を貶め続けたのである。

ハスリップが述べているように、累犯を抑えるためにも、刑の軽減事由のためにも多額の懲罰的賠償は必要だ。特に裁判所が指摘したのは、ロス氏自身が証言したように、本人は過去にも同様の行動をしていたし、将来も「ディプログラミングを継続する」と言明した。またロス氏は本件以降、彼の行動について刑法上も民法上も責任を問われることはない。

最後に、裁判所が重視したのは、各被告がスコット氏に対する行為の罪の重さを理解していないらしい点だ。訴訟全体を通じて被告らは、スコット氏側の弁護士が提起した争点のおかげで被告らが迷惑を被っているかのように振る舞った。従って、陪審員がCANとロス氏に示した多額の賠償請求は、被告らの行動を抑制しようとする陪審員の決意を実現し、将来同様の行動を採らせないために妥当なものだったと思われる。

そのような理由で裁判所は、損害賠償と懲罰的賠償の両方とも妥当なものであり、証拠に照らして十分に根拠があるものと判断した。」

この判決に対して被告は控訴したが、控訴審は地方裁判所の原判決を追認した。累犯を許すまいとの裁判官の意思は、後日、CANが破産し解散することで達成された。

B) ヨーロッパ

ヨーロッパでも類似の判決が裁判所で言い渡され、親たちも刑事訴訟を免れなかった。ここにいくつかの事例を挙げておきたい。

ドイツでは、2人の英国人ディプログラマーが、32歳のバーバラ・Sさんという「サイエントロジー」会員を説得して、ヘルシング村の同教団組織を辞めさせようとして、不法監禁・傷害罪でそれぞれ懲役3カ月と懲役5カ月（執行猶予）の判決を受けた。母親は口実を設けてバーバラさんをミュンヘンからヘルシング村に来させ、2人の英国人は脱会させるため彼女を保養所に隔離して「治療をした」。

2人のディプログラマーは、母親の指示で行動しただけだと言い張った。しかし責任を母親だけに着せようとした2人の陳述は、裁判所に採用されなかった。

1987年12月29日の判決で、上ババリアのウェルハイム地方裁判所は、被告らが「共謀して不法監禁と傷害を犯した」ことについて有罪とし、それぞれ3カ月と5カ月の懲役刑（執行猶予）を宣告した。

彼女の母親は後に別途起訴されたが、精神的混乱を理由に、2000ドイツマルクを罰金として支払うことで起訴手続きは中断された。

スイスでは1989年3月に、ハレ・クリシュナ運動に参加していたサンドロ・P氏が、両親の指示を受けた4人の男性に拉致された。両親はスイスの反カルト組織SADKの会員だった。彼らの目的はサンドロ氏にディプログラミングを受けさせることだった。ディプログラマーの中心だった英国人は、その後、6カ月の懲役刑（執行猶予）を受け、両親は10カ月の懲役刑（執行猶予）を宣告された。

フランスでは2011年8月にニースで、夫婦が24歳の娘を車に押し込んで手錠をして薬物を与えた上、車椅子に乗せてコルシカ島に移送した。この両親は反カルト団体から教えられたとおり、「アントイニズム」を信仰していた男友達の影響を絶つため娘を引き離したと主張した。両親は翌9月に、娘に対する拉致と隔離の容疑で告発された。

欧州人権裁判所は「欧州人権条約」を実施させる機関だが、この条約には欧州の47カ国が調印・批准しており、「規約」と驚くほど似た宗教と良心の自由規定が盛り込まれ

ている。欧州人権裁判所が示した判断によると、国家は民間当事者による強制棄教を目的とした拉致を容認することも、それに関与することもできない。

「リエラ・ブーム等」対「スペイン」の係争で1999年10月14日に下された判決によれば、拉致と「ディプログラミング」が被害者の両親と反カルト団体「*Pro Juventud*」により実行されたが、同人権裁判所はスペイン国家による協定違反と判断した：

29. 論議の余地なき事実陳述から分かったことは、判事の指示によって、カタロニア警察官らが警察車両を使って原告らをバルセロナから約30キロ離れたホテルに移送したことである。そこで原告らは家族の手に渡され、雇い入れられた人々の監視の下で個室に入れられ、各部屋には1人の監視人が常駐し、最初の3日間は部屋からの外出が許されなかった。各部屋の窓は固く閉ざされ、木板とガラス枠が取り去られていた。ホテルにいる間、原告らは「*Pro Juventud*」が手配した心理学者と精神病医によって「ディプログラミング」を受けた模様だ。

35. 上記から裁判所の判断するところ、国家当局者は一貫して原告が自由を奪われていたことを了解していた。原告が自由を奪われていた10日間、直接の監督責任は原告らの家族と「*Pro Juventud*」にあるのは事実だが、カタロニア当局者の積極的協力なしに原告らの自由剥奪はあり得なかった。本件で訴えられている事項の最終的責任は当該当局者にあるので、裁判所は協定第5条1項の違反があったと結論づけた。

欧州人権裁判所はまた、ある人が選択した宗教について親族がいかに反感を持ったとしても、宗教の自由は保護されなければならないと判断した。

「エホバの証人モスクワ支部」対「ロシア」の裁判で、実に画期的な判決が2010年6月10日に出された。裁判所は個人の人生を各自の選択で生きる権利、特に宗教的な自己献身の権利を再確認した。

欧州人権裁判所の判断は次のようなものだ：

111. 証人らによれば、ロシアの裁判所によって「家庭破壊の強要」を構成すると判示された事例は、エホバの証人の信者ではない家族たちの不満に由来したようだ。家族らは、エホバの証人の信者たちが教理・教条に則って人生設計をしている姿を不愉快に感じていたのと、彼らが地元社会から疎んじられ孤立を深めることに対して、複雑な思いを抱いていたようだ。宗教的人生は戒律の遵守や自己献身を要求する。相当の時間を捧げることもあれば、修道のような極端な形を取ることもある。キリスト教では大方の教派にそうした実践があり、仏教やヒンドゥー教にも若干ながら存在する。宗教への献身が信者の自律的で自由な意思の現

れである限り、それによって家族がどれほど不愉快になり不和に陥ったとしても、宗教そのものが家庭崩壊をもたらしたと解釈するのは無理がある。実際には多くの場合、逆こそ真理だ。つまり家族の中でも非宗教的な人たちが、宗教的な家族の信仰告白や実践の自由を尊重することができず反発するところに葛藤が生まれるようだ。配偶者同士が異なる宗派に属しているとか、どちらかが非信者であると、結婚生活が往々にしてギスギスしたものになる。それは異宗教間の婚姻によくあることで、エホバの証人だけが例外なわけではない。（強調は加えられたもの）

エホバの証人の活動禁止を正当化するために、ロシア当局は「洗脳」批判を持ち出した。しかし欧州人権裁判所は「洗脳」という概念が法律上は認知されておらず、確信的な信者には全く見当はずれだと判断した。

128. またロシアの裁判所は、申請者である団体（訳注：エホバの証人）が心理的圧迫を加え、「マインド・コントロール」の手法を用いたり全体主義的な規制を課したりして、市民の良心の自由権を侵害したと判断した。

129. 「マインド・コントロール」とは何か。一般に受け入れられている科学的定義はなく、各国の判決でこの用語を定義する試みもなかった。そうした事実を脇に置いて、マインド・コントロールの手法で良心の自由権が侵害されたと主張する個人の具体的な名前を挙げた裁判所がなかったことは注目すべきだ。検察の専門家が、そうした手法で強要され特定の教団に加入させられたと訴えた人を聴取したことがあるだろうか。むしろ個々の申請者や申請者である団体の他の信者らが法廷で証言したように、信者は自発的かつ自覚的に宗教を選び、エホバの証人の信仰を受け入れた後も、その教条に自由意思で従ってきたのだ。

同じことは日本の新宗教の信者にも適用できる。彼らは自由意思で特定の宗教に帰依した。家族の「心配」を声高に訴え、改宗を「洗脳」と言い換えてみたところで、拉致や強制棄教の企てを正当化することはできない。

これらの行為は宗教や良心の自由権の侵害であり、拉致そのものであり、国際的な人権法規や各国の刑法からみても違法行為なのである。

結語と勧告

「国境なき人権」は客観的で信頼できるさまざまな情報源に当たった。その結果、近年減少しているとはいえ、長期間にわたり執拗に繰り返されてきた強制棄教を目的とする拉致の存在を確認できた。それらの情報源には、調査報道で有名なジャーナリスト⁵⁴、元国会議員、拉致被害者、拉致を行った親、弁護士、心理学者、宗教学者が含まれている。親たちや脱会カウンセラーに裁判所が下した判決文もまた、この問題の存在を裏付けている。

この現象は統一教会に多大な損害を与え、程度は小さいがエホバの証人にも影響を及ぼした。統一教会は日本での宣教当初から標的にされてきた。その理由は重層的であるが、決定的に重要なことは次の通りだ。①韓国に由来する新宗教であったため、日本では歴史的理由から反感が醸成されやすい、②統一教会はキリスト教であると主張しているが、プロテスタント教会からは危険な異端と見なされてきた、③統一教会では信徒の配偶者選びに肉親の同意を軽んじて、新たな真の父母と称する文師夫妻が韓国や米国で合同結婚式を挙げるなど、日本の家庭文化に抵触して物議を醸しやすい、④いわゆる靈感商法⁵⁵や「青春を返せ裁判」で不利な判決があり、マスコミに大きく取り上げられた、⑤新たな信者獲得のための手法、⑥資金づくりの活動。

加えて、宗教に対する一般的な不信感と、海外から入り込んだ宗教運動への幅広い反感⁵⁶があり、問題の火種がなかなか消えない原因となってきた。

宗教間の対立も火に油を注ぎ、「異端との対決」という口実のもと、既成教会の指導者らは、陰で焚きつけるという行動にまでは出なかったとしても、少なくとも事態を黙認してきたのである。

文化や習慣によって個人や社会の特定の態度について説明はできたとしても、それらを正当化することはできない。いわんや国際的な人権法規の観点からは無理な相談である。日本における拉致・監禁または身体拘束、いわゆる「家族の話し合い」や成人に対する「保護」、新宗教の信者に対し強制的に脱会カウンセリングをする等の行為は、人権の

⁵⁴ 「国境なき人権」は反カルト運動の見方を知るため、英語の分かる責任者に連絡を取ろうとしたが、複数回の通知にもかかわらず回答を得られなかった。

⁵⁵ いわゆる「靈感商法」は、統一教会信者が一般人に印鑑や念珠その他物品を販売する際、購入者の先祖の悪い因縁から解放されると説くので、往々にして救いを約束した免罪符のように言われる。

⁵⁶ オウム真理教のサリンテロ事件と、創価学会の活動が論議を呼んだことが、そうした雰囲気を作りだすきっかけになった。

原則とは相容れないものであり、断固非難されるべきだ。こうした行為の故に、思想や良心の自由、宗教や信念の自由、移動の自由などが、公権力を有しない当事者の手で甚だしく侵害され、それを警察が黙認して彼らは何の罰も受けていない。市民はそれらの犯罪から保護されず、宗教の違いを理由に差別を受け、不公平に扱われている。

日本政府は、国際的な人権文化と社会の法規ならびに法的諸制度が一致するよう一層の努力をすべきだ。そして、国際的人権擁護義務に反するような国内の法執行機関や裁判所のあり方を是正すべきである。

「国境なき人権」からの勧告

日本政府に対して

- 法務省内に「宗教の自由に関するオンブズマン」を配置し、強制的に宗教を変えさせる目的での拉致および拘束によって宗教の自由が侵害されている状況を調査させる。
- 国会は、被害者、警察・司法当局および国際的な人権専門家、ならびにディプロマミングに対して変化してきた欧州人権裁判所や欧米各国裁判所の法的基準に詳しい人権弁護士らを招いて、公聴会を開くべきである。
- 警察庁は、本報告書に記述された事例が実際にどのように処理されたのかについて独立の内部調査を実施し、当該の犯罪捜査を継続するとともに、過去になぜ捜査をしなかったのか実態を究明すべきである。
- 警察と司法当局は、成人の子が宗教に関与した際、家族として採れる手だての範囲と限界について、一般市民に法律に基づく明確なガイドラインを周知させるべきだ。
- 警察と司法当局は、成人を監禁下で強制棄教させようとする拉致行為に直接間接に関与した人々を起訴すべきであり、刑事事件化を差し控えるべきでない。
- 公務員が当然の責任を果たさなかったり、犯罪実行者との何らかの結託が判明したりした場合は、然るべき懲罰を課すべきだ。
- 拉致・監禁の被害者たちに、公式に謝罪すべきである。
- 日本政府は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第一選択議定書に調印し、これを批准すべきである。

日本と世界の市民団体に対して

- 日本国民は法律違反行為を当局に通報し、もし当局が不作為なら抗議をするなどして、同国民を拉致犯罪から守るべきだ。
- ジャーナリストは家族による強要行為の事例を調査し、もっと世間に率直にアピールして、問題に対する認知度を高め議論を深めるべきだ。マスメディアは問題を客観的に記録し公開すべきだ。
- 日本国内および世界の人権団体はこの問題に言及し、もっと多くの被害者が声を大にして事態の打開に必要な情報を公開し、また責任の所在を明らかにしていくべきだ。日本や世界の人権NGOは、日本政府が同意している人権擁護義務を政府自身が遵守できるよう支援すべきだ。
- 国内および世界のNGOは、国連の普遍的定期的レビュー（UPR）のプロセスに提出するため、また宗教の自由に関する国連特別報告官に提出するため、さらに市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）に準拠しているか否かの審査が日本に対して実施されるのに先だち国連人権委員会に提出するため、報告書を作成すべきである。

国際社会に対して

- 日本と双務的関係を持つ国々は、日本が国民を犯罪から保護できないでいることに懸念を表明すべきだ。特に米国国務省と欧州連合は、日本政府との折衝の際や報告書の中で、この問題に言及すべきだ。米国の「国際宗教自由委員会」は、この問題に適切な関心を注ぐべきである。
- 国連の加盟国は、UPRプロセスで日本の人権状況を審査する際に、この問題を取り上げるべきだ。国連人権委員会は「規約」に関する日本の遵守状況を次に審査する際に、この問題に集中すべきだ。
- 宗教・信条の自由に関する国連特別報告官は日本を訪れ、宗教団体のメンバーが拉致され、しかもその犯罪が取り締まられていない状況を調査し、この問題を人権理事会に報告すべきである。